

# 構成員提出資料

○安部構成員提出資料	1
○奥山構成員提出資料	5
○影山構成員提出資料	51
○坂入構成員提出資料	59
○鈴木構成員提出資料	101
○藤林構成員提出資料	105
○増沢構成員提出資料	125
○山田構成員提出資料	129
○山本構成員提出資料	133



## 安部構成員提出資料

標記に付き以下のような感想を持ちましたのでお送りします

（１）閉鎖一時保護の手続きの例示

４ページ又は６ページで、閉鎖空間での一時保護の手続きによる権利保障の例示として、①児童相談所配置弁護士の３日以内の関与の義務化、②児童福祉審議会（委託した専門部会等でも可）への、ア）必要性の理由、イ）子どもの意向、ウ）保護者の意向、等の２月以内の報告

（２）アセスメント保護の結果のフィードバック

５ページのアセスメント保護の結果の活用は、児相の援助方針での活用だけでなく、保護者、施設養育者での活用が重要である。そのため、「一時保護解除時、または１週間以内に、アセスメント内容と支援策、必要な対応方法等を、保護者、委託里親、措置施設等に文書で交付する」

（３）委託先への十分な情報提供

１０ページ当たりの委託一時保護に関する内容で、「委託先への十分な情報提供が必要である。例えば、ア）一時保護が必要な理由、イ）委託が必要な理由、ウ）子どもへの説明内容と子どもの意向、エ）子どもの性格特徴、オ）子どもの親子関係と親への感情、カ）同年齢の子どもとの関係、など」

（４）入所時の健康診断項目

１１ページの入所時の健康診断項目として、「身長、体重、栄養状態」は必須であり、できれば「入所１週間以内の口腔衛生状態」があると望ましい。一時保護中のこれらの数値の伸びで、家庭での養育の不適切さの証拠となりうる

（５）２月超えの一時保護の例

１２ページの２月を超える一時保護の例として、「ア）引き取り予定であるが親子（家族）関係の調整がもう少し必要、イ）里親委託の方針でマッチング中」

（６）一時保護解除の関係機関への周知

１４ページの周知先は「要保護児童対策地域協議会」ではなく「市町村子ども家庭総合支援拠点や市町村要保護児童対策地域協議会調整機関」

（注）要保護児童対策地域協議会はネットワークであり実態はない

（７）事情聴取への立会者

２０ページの一時保護中の警察の事情聴取時の立会者の例に「児童心理司や児童相談所配置弁護士」を加える

(8) 入所 3 日間の特別対応

22 ページの一時保護所での生活の中に「特に入所 3 日程度は特別な配慮を行い、日課等の集団活動への参加を免除したり、職員と個別に話す時間を十分に確保することが必要である」

(9) 抑制の際の記録と報告

30 ページの「同性の複数の職員での対応」のあとに「子どもに対して抑制が必要であった場合は、その状況を詳細に記録すると同時に、記録した文書を児童相談所長に回覧しなければならない」



## 奧山構成員提出資料

## 一時保護ガイドライン案への意見

奥山 眞紀子

素案の段階よりはまとまりは出てきたと思いますが、以下の点が問題点や危険な点と考えます。修正していただきたいと考えます。

全体として

1. アセスメントに関する記述が弱いです。項目を別にして記載すべきです。
2. 閉鎖空間・開放空間への保護について、考え方が甘いです（以下参照）。
3. 一時保護のケアに関して、心理教育、権利教育は欠かせません。必要です。
4. 自傷・他害の恐れのある子どもを入れるように書いておきながら、「自傷」に関する対応を書かないのは片手落ちです。しっかり記載してください。

個別に

P3

- ・一時保護は生活ですので、「支援」より「ケア」が適当だと思います。

P4

- ・一時保護は子どもの権利制限が当然のような書き方は排除すべきです。
- ・一時保護から家庭復帰した時に、再び虐待を受けたらまた一時保護で助けてほしいと思えるようなケアをすることは重要ですので、その部分は復活させるべきです。

P5

- ・一時保護の法律に定められた機能が優先であることを明確にすべきです。
- ・自己または他人の生命に危険を及ぼす状況の子どもを一時保護するのは適当なのでしょうか？その割に最後のケアのところで「自傷」に関する項目を削ったのは何故ですか？
- ・閉鎖環境への入所期間に関しては少なくともある程度の目安を出すべきです。「必要最小限」が2か月と考える人もいます。「概ね1週間以内」ぐらいは書くべきです。
- ・子どもの自傷や無断外出を含めて安全が脅かされると考えれば、いくらでも閉鎖環境に置くことができてしまいます。そうではなく、閉鎖環境自体が権利制限ですから、子どもにとってどうしても必要な時でなければなりません。この書きぶりでは今のまま変わらなくなります。ここの書きぶりは「今のままでよい」と言っているとしか思えません。子どもの権利を前提にしっかりと書き込むべきです!!!

P6

- ・アセスメント保護に閉鎖空間はあり得ません!!

P7

- ・ご意見箱と苦情処理は目的が異なります。だいたいにおいて、苦情を処理しちゃおうというのは嫌な言葉ですね。

・児童相談所に配置されている弁護士をしっかりとアドボケイトとして使う必要があります。

P9

・子どもの権利制限は安全確保の為しかあり得ないので、「理由」とはそれしかありません。

P10

・代替養育は「家庭と同様の養育環境」か「できるだけ良好な家庭的環境」しか法律上ないはずですから、「望ましい」という書き方はおかしいです。

P11

・「可能な範囲で」というと甘いです。「可能な限り」とすべきです。

P12

・通学させるということになると、子どもが嫌がっても通学させるのではないことを記載すべきです。

P13

・一時保護が2か月以上になる時には子どもにも説明すべきです。

P20～21

・現在、子どもの持ち物制限がひどすぎる現状があるので、一つ一つの言葉に注意して記載すべきです。また、余りに上から目線の言葉が多いです。これが権利侵害に繋がります。

P25

・「生活面でのケア」は管理的にならない書きぶりが必要です。

P26

・教育・学習支援はまず通学が原則であることを明記すべきですし、長期に学校に行かせないことの問題点を提起すべきです。

・触法少年の項で個別対応が必要とありますが、それは一時保護された子ども全てに必要なことですので、改めて書く必要はないと思います。それより、精神科医、弁護士、心理士等の専門家チームを形成する必要性を書くべきです。

P28～29

・まるで委託一時保護は例外のような書き方になっています。そうではなく、「家庭の養育環境と同様の養育環境」を確保するためには優先的に委託にすることを明記すべきです。

P33～34

・心理教育と権利教育は欠かせません。入れてください。

P40

・「自傷」への対応は重要ですので入れてください。

## 一時保護ガイドライン（素案）

### I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであるが、子どもの安全確保を最優先するために管理的になり、その管理が子どもの権利制限につながるなど、子どもの安全確保と権利保障を直ちに両立させることが難しい面が多い。しかし、一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の権利を守るために行われるものであり、こうした一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行う必要がある。

また、現在の一時保護の多くは、戦後の戦災孤児対策の時期とは異なり、子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いあるものである。さらに、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

このため、一時保護においては、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。

こうした観点が重要である一方、一時保護については、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの課題問題、一時保護期間の長期化などの課題問題が指摘されている。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念が明確化されるとともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

「新しい社会的養育ビジョン」におけるこのような一時保護に関する理念を自治体や関係者が共有し、また、各自治体がこうした考え方を踏まえ、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることにより、一時保護におい

て、全国どこにいても子どもの権利が保障され、ケアの質が確保されるようにするために、本ガイドラインを示すものである。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

~~保護者からの連れ去りや接触については、平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年児童福祉法等改正法」という。）によって、一時保護中（委託一時保護中も含む。以下 II 及び V において同じ。）にも接近禁止命令をできるようになったため、活用されたい。~~

コメント [m1]: P19 に統合

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成 9 年 6 月 20 日付け児発第 434 号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企発第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。

コメント [m2]: P12 から移動

### 2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中は児童相談所が関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

一時保護においては、そのこうした目的にかかわらずを達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪失をもたらすものであるため、一時保護においては、家族からの別離を意

識して不安を高める、子どもの心情に十分配慮するし、十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケア支援が不可欠となる。

援助支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待、非行あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助支援を確保することが必要である。このため、一時保護を行う場においては、一時保護の目的を達成し、こうしたケア適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

なお、一時保護における子どもの援助等の詳細については、「Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照いただく。

#### (1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託、児童福祉施設等への措置、里親等への委託に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、~~家族に関する情報を含め~~、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子ども~~の安全確保等のため必要をそのまま放置することが子どもの福祉を害する~~と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行うことができる。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援援助を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることから、子どもや保護者~~や子ども~~の同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得よう努めることとする。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の

コメント [m3]: P10 から移動

コメント [M4]: 生活なので、支援よりケアの方が良いと思いますが「支援やケア」としても良いと思います。

コメント [m5]: P4 から移動

コメント [m6]: P10 から移動

コメント [m7]: P4 から移動

コメント [m8]: P12 から移動

都道府県等に対する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第82条第1項により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

## (2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントの二つである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

~~一時保護においては、その目的にかかわらず、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう支援することや、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となる。合わせて、子どもの成育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的ケアが必要となる。~~

なお、一時保護は子どもの行動を制限することから、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

~~また、一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。~~

~~一時保護を行う場においては、こうしたケアが行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。~~

また、一時保護を行う場は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましい。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境(一定の建物内において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。)での一時保護だけでなく、開放的環境(閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。)における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。

なお、一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導面での問題の改善に向けた支援等有

コメント [m9]: P2 へ移動

コメント [m10]: P7 に統合

コメント [M11]: ?アセスメント保護の場合は制限はないのでは?

コメント [m12]: P30 へ移動

コメント [M13]: ここは重要です。復活すべきです。

コメント [m14]: P3 へ移動

コメント [m15]: P11 へ移動

効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。こうした機能については、まずは今後は、治療目的の施設やレスパイトケアのための施設において確保できるよう努めることが望ましいを活用することも含めて検討することが必要である。また、このような機能が本来の機能を圧迫することがないように留意すべきである。

#### ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 28 条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合（措置入院が必要なほどの程度でない場合で、一時保護で対応できると判断した場合）
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった子どもを保護する場合  
子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する場合があるが、閉鎖的環境での緊急保護は子どもの権利制限に当たることから期間は、子どもの権利保障の観点から、閉鎖的環境での緊急保護の期間は、子どもの安全確保のために要する必要最小限（概ね 1 週間以内）とし、保護者が無断で子どもを連れ戻すなどの閉鎖空間でなければならない要件が亡くなれば、ことや子どもが無断外出をする恐れがないなど、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討すること。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化（概ね 1 週間以上）する場合は、閉鎖的環境における緊急保護その必要性を児童相談所の判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が閉鎖的環境における緊急保護を継続する旨を決定する。

コメント [M16]: 本来の機能優先を明確にすべき。

コメント [M17]: これは一時保護で可能なのでしょうか？

コメント [M18]: 少なくとも目安は入れるべきです。

コメント [M19]: 無断外出の可能性があっても閉鎖に入れるのは権利侵害ですし、開放環境で安全かを見相が判断するのはおかしいです。

コメント [M20]: 検討するだけではだめです。

コメント [M21]: 目安となる期間を書くべきです。

~~その際、児童相談所長が決定したし、その内容を記録に留めておく。~~

~~なお、閉鎖的環境において緊急保護を行う場合においても、子どもの身体を直接的に拘束することや、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。~~

#### イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、すでに里親等へ委託、児童福祉施設等へ措置、~~里親等へ委託~~していた子どもの再判定依頼に基づくものが必要な場合を含む。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものと分けられる。

開放的環境において子どもの安全の確保が可能な場合には、子どもの外出や通学について可能な範囲で認めるとともに、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、学籍のある校区内における開放的環境での一時保護を行うなど、できる限り原籍校への通学が可能となるよう配慮すべきである。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所は、~~受理した相談（通告を含む。）について、種々の専門職員の関与による調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助指針（援助方針）を作成し、援助を行う必要がある。このためにおいて、~~子どもの援助指針（援助方針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を元に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行うこと。

コメント [m22]: P8 に統合

コメント [M23]: これはあっても良いと思います。

コメント [m24]: P11 へ移動

コメント [M25]: これはあり得ません。その場合は安全確保の一時保護です。

一時保護を行う場所においては、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察等を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こしたりすることや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的な関わりケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

### 3 子どもの権利保障

#### (1) 権利保障

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもによく子どもの年齢や理解に応じて説明することを行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

~~一時保護の場では、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられることが必要である。職員が常に見える場所において、いつでも子どもが話しかけられる状態でなければならない。子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、職員の見配りが大切である。~~

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意したり、退所後のアンケートなどを行い、その意見を生活の場の改善に充てるべきである。その際、意見とそれへの回答をしっかりと公表すべきである。するといったまた、苦情や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を探ることが考えられる。  
などの苦情処理のシステムを構築しておかなければならない。子どもの声を聴いて対応すると同時に、生活の場の質を上げるまた、自身の権利の問題に関して、弁護士と相談ができることを子どもに伝える必要がある。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

コメント [M26]: P30 へ移動

コメント [M27]: 入所時には言えないことも退所すると言えることがあるので、アンケートは大切です。

コメント [M28]: ご意見箱は意見であって苦情処理ではありません。苦情処理とは分けて考えるべきです。

コメント [M29]: P9 から移動

コメント [M30]: 児童相談所に弁護士が配置されている意味もある。子どもの権利条約に基づく。

こうした相談先として、児童相談所の弁護士を活用することも考えられる。また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等について、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中（委託一時保護中も含む。以下Ⅱ及びⅤにおいて同じ。）の子どもを保障するための仕組みを設けることが望ましい。

万が一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

コメント [m31]: P9・10 から移動

## (2) 権利制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの権利制限のために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会は、子どもが希望した場合においてに関する制限は、子どもの安全の確保が図られる状況であれば制限されるべきではない範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども （一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。） に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和25年7月31日付け発第505号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和24年6月15日付け発第72号厚生事務次官通知）による。

権利制限を行う場合には、子どもの安全のために不可欠であるという

その理由を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもが権利制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ権利制限が必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、権利制限の中でも、行動自由の制限と父母との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

### (3) 被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

被措置児童等虐待の通告・届出は児童相談所、児童福祉審議会等に対してなすことができるなどについて、あらかじめ子どもに説明すること。

一時保護所に入所する子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場は温暖かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の一時保護所の職員が保護入所中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要があること。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

### (4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、NOと言える職員に相談することなどをあらかじめ伝えるすぐに職員に相談することを伝えるとともに、伝えられる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待、非行あるいは発達障

コメント [M32]: その他の理由はあり得ないので。

害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

~~(5) 苦情解決等の仕組みの導入~~

~~一時保護所においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第14条の3に準じて、意見箱の設置といった子どもからの苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置など、子どもの権利擁護に努める。~~

コメント [m33]: P7 へ移動

~~万が一職員による身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、加害行為を行った子どもに対する指導等の徹底や援助体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。~~

コメント [m34]: P7・8 へ移動

(5-6) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護の在り方を予め検討先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられる状況を確保しておく必要がある。

イ 文化、~~や~~慣習、宗教等が異なる子ども

文化、~~や~~慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

ウ LGBT等、性的なアイデンティティーに配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設では予めどのように対応するかを検討しておく必要がある。

4 援助・ケアの基本的事項一時保護の環境及び体制整備等

子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪

~~失をもたらすものであるため、一時保護においては、家族からの別離を意識して不安を高める、この時期の子どもの心情に十分配慮する。~~

~~援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。~~

~~一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。~~

一時保護については、一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、~~一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるものであることが望ましいでなければならない。~~そのため、~~一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境（一定の建物内において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）~~での一時保護だけでなく、~~開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）~~における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。~~閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。~~一方で、~~しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助支援~~することが一時保護所の課題問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ ~~必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること~~
- ・ ~~里親、児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助支援の確保~~
- ・ ~~管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な援助支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応に努めることが重要である。~~

~~また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な範囲で限り認めるとともに、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、学籍のある校区内における開放的環境での一時保護を行うなど、できる限~~

コメント [m35]: P2 へ移動

コメント [m36]: P3 へ移動

コメント [M37]: 法律上、それしかありません。

コメント [m38]: P4 から移動

コメント [M39]: できるだけ認めるのだという意識をつける必要があります。

り原籍校への通学が可能となるよう里親家庭や一時保護専用施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましい配慮すべきである。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、いじめ問題等で、学校等への通学・通園が子どもの利益に反し、子どももそれを望まない場合に強制することは避けるべきである。

コメント [m40]: P6 から移動

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を当該施設を所管する自治体との間で協定を結び定員を決めておくことや、一時保護専用施設を整備することにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

コメント [M41]: ガイドラインに書いてあると無理やり通学させることが出てくる危険があるので。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

コメント [m42]: P28 から移動

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年子どもの一時保護については、当該少年子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるため、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万の際に適切に一時保護ができる体制を整備するされたい。

コメント [m43]: P28 から移動

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行児童の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行児童の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、里親、児童福祉施設やその他の機関等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、こうした混合での援助支援等を回避し、すべての子どもに適切な援助支援を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えら

れる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成 13 年 3 月 8 日付け警察庁丁少発第 33 号通知により、各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意する願いたい。

~~一時保護における子どもの援助等の詳細については、「V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照いただくとともに、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。~~

コメント [m44]: P3 へ移動

コメント [m45]: P2 へ移動

## 5 一時保護の手続

### (1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡をとり、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害するの安全確保等のため必要と認められる場合にはこの限りではない。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項 (子どもの疾病やアレルギー等含む。)
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別紙)

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意するされたい。

- (2) 一時保護の継続の手続 (※「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)による改正事項については、関係機関と調整中。)

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている(法第33条第3項及び第4項)。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した支援援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組

みが必要であることから、平成 29 年 6 月 21 日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年児童福祉法等改正法」という。）により、2 か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後 2 か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされたている（法第 33 条第 5 項）。ただし、家庭裁判所に対して法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合は、法第 27 条第 4 項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 4 章第 5 節 1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

#### イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等によりの意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には 2 か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

#### ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

（家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立ての具体的な

手続、留意事項等については、関係機関との調整を踏まえ、追記予定。）

#### エ 一時保護継続に関する子どもへの説明

### (3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合、一時保護中に、今後の家庭復帰に向けた支援を進める中で、から、家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、一時保護中の子どもの状況や今後の見通し等について、定期的に保護者に情報提供を行うなど、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧なケア支援が必要となる。~~こうしたケアにおいては、子どもが、怒り、悲しみ、絶望感、無力感等を十分に表現できることが重要となる。~~また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

~~一時保護中に、今後の家庭復帰に向けた支援を進める中で、保護中の子どもの状況や今後の見通し等について、定期的に保護者に情報提供を行うなど、円滑な復帰に向けた取組を行うことが適当であること。~~

~~一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずること。~~

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりである。

コメント [M46]: 子どもへの説明は重要です。

書式変更: フォント: 斜体 (なし)

コメント [m47]: P16 から移動

コメント [m48]: P16 から移動

コメント [m49]: P15 へ移動

コメント [m50]: P15 へ移動

移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の通知  
旅客営業規則等を参照すること。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3.（4）を参照するされたい。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

(ア) 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子ども や里親に委託されている子どもについては、施設長や里親や施設長が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関し

て子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照するされたい。

（イ）子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意するされたい。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しな

い場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい参照する。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により一時保護が行われている場合において、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成 29 年児童福祉法等改正において、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされた。

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討すること。

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

#### (6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

##### ア 子ども所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮すること。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが明らかに子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいての所持を制限しなくてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失し

コメント [M51]: これがあると制限してもよいと思われてしまいます。原則制限なしです。

コメント [M52]: こちらも同じです。配慮だけではだめです。

コメント [M53]: 今の一時保護所の制限がひどすぎるので、このぐらいは入れた方がいいと思います。

コメント [M54]: 上から目線の言葉はやめるべきです。

ていないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するすることが不可欠である。また、子どもに持たせておく必要のないが所持を望まない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や違法ドラッグ等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

#### イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないように設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身のまわり品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

#### ウ 所持物の返還

##### （ア）子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

##### （イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるのでことから、警察と協議の上、返還を決定すること。

コメント [M55]: 配慮だけではなく、必ず与える必要があります。

コメント [M56]: 子どもの意思の方が重要です

コメント [M57]: 県警からの身柄付きなら警察署ではなく、県警に連絡した方が良いのでは？

またなお、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

(ウ) 返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない(法第33条の2の2第4項)。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する(法第33条の2の2第5項)。

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

(ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人(以下「遺留物受領人」という。)に交付しなければならない(法第33条の3)。

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイド

ライン指針のほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

#### (7) その他留意事項

一時保護する少年した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力するされたい。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこととされたい。

### Ⅲ 一時保護所の運営

#### 1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

子どもを安定させるためには、家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活ができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備及び活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待、非行あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、ケアワーカー児童指導員等による個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用すること。

一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第

11号)第35条)。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。  
また、設備運営基準児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、指導、入所中の調査、診断、指導支援等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

## 2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明すること。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5(6)を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5(1)を参照する。

## 3 子どもの観察

担当者は、援助指針(援助方針)を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

## 4 保護の内容

### (1) 一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計

画的な運営には困難が多いが、必要に応じ性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課を立て、その上で子どもの状況により具体的運営を行うようにする子ども一人ひとりに合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、午前中は学齢児に対しては学習指導支援、未就学児に対しては保育を行う。~~い、午後は自由遊び、~~スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、むことが適当である。夜間は、読書、や音楽鑑賞等によりを楽しむことのできる環境を提供する。ませることに配慮する。また、夜尿等特別な指導支援や治療的関わりケアを必要とする子どもへの対応に対する指導等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

#### (2) 生活面のケア指導

生活面のケア指導は、個々の子どもの状態に合わせて、掃除、洗面、排せつ、食事、作業、洗濯、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行う。が、子どもたちが一時保護所での生活を安心して過ごす中で、通して徐々に自ら生活習慣をが身につけられるくように支援することが重要である。したがって、具体的な生活指導方針を定め、すべての職員がその方針に即した生活指導を行う。

コメント [M58]: 管理的になることを避ける

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った慎重な生活面のケア及び必要な指導を行う。

#### (3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、ランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

#### (4) 食事（間食を含む。）

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多い移動がかなり激しいので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい楽しい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮指導を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

#### (5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

#### (6) 教育・学習支援指導

できるだけ早期に原籍校に通学できることが原則である。子どもの拒否等でそれが難しい場合、以下のように考える。

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

#### (7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される少年子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援援助の内容を決定することが必要である。また、重大事件に係る少年であっても行動自由の制限は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、弁護士、精神科医、心理士等を含めた専門家チームを形成して対応することが求められる個別対応しなければ

コメント [M59]: 通学が原則であることを明記すべきです。

書式変更: インデント: 左 3 字, 最初の行: 0 字

~~ならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。~~

コメント [M60]: 個別対応は全ての子どもへの原則ですので、ここに書くのはおかしいです。それより、専門家との連携の必要性を書くべきでしょう。

## 5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

## 6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中（一時保護所における一時保護中に限る。）の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り捜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

~~一時保護中の子どもが無断外出した場合は、その原因を検証し、対応策を講じるなど、再発防止に努めるものとする。~~

## 7 観察会議等

~~職員は業務引継ぎを適切に行い業務の引継ぎについて十分配慮するとともに、各担当者はその担当する子どもの状況について十分把握する。~~

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えら

れる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

## 8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア指導事項等についても十分な連携を行う。

## IV 委託一時保護

### 1 委託一時保護の考え方

子どもの通学等や社会への参加の権利を可能な限り保障するという観点から、開放的環境においても子どもの安全確保が可能な場合については、一時保護所内の開放的環境での一時保護のほか、委託一時保護の活用についても検討すること。特に、子どもの学校生活や社会生活の連続性を保障する観点から、できる限り学籍のある校区内における一時保護が可能となるよう、里親家庭や一時保護専用施設など、一時保護の場の地域社会への分散化を進めることが望ましい。

コメント [m61]: P11 に統合

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、家庭養育環境、施設養育環境を選択することが必要である。

施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を当該施設を所管する自治体との間で協定を結び定員を決めておくことや、一時保護専用施設を整備することにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

コメント [m62]: P11 へ移動

委託一時保護中の子どもの心理アセスメントや医師による診察については、児童相談所で行うほか、施設職員等は、保護中の子どもの生活の様子を観察し、児童福祉司に適宜報告を行う。

コメント [m63]: P6 に統合

なお、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照）を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努めること。

その他、家庭における環境と同様の養育環境を提供するためにはできるだけ里親に委託一時保護を行うべきである。次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でない判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもであって、他の種類の里親等や児童福祉施設等や里親等あるいは専門機関において一時的に援助支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託するこ

コメント [m64]: P12 へ移動

と。

## 2 委託一時保護の手続等

### (1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、**一時保護の原則として**、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限の期間とし、速やかに他の**援助支援**等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。

### (2) 保護者等との面会交流

~~委託一時保護においても、子どもの安全が確保されているのであれば、保護者等との面会交流は子どもの権利保障の観点からも保障されるべきである。~~

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する**こと**。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

## V 一時保護生活における子どもへのケア・~~ア~~・アセスメント

### 1 一時保護時のケア・**アセスメント**の原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

**コメント [M65]:** できるだけ里親委託にすべきなのに、これでは原則一時保護所という書き方ですので訂正が必要です。

**コメント [M66]:** 委託だから最小限の期間というわけではありません。一時保護全体の話です。

~~一時保護の場では、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられることが必要である。職員が常に見える場所において、いつでも子どもが話しかけられる状態とする、でなければならない。子どもから子どもへの暴力を防ぐためにも、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要が大切である。~~

コメント [m67]: P7 から移動

特に、一時保護は子どもにとって、精神的に環境の急激な変化による危機的な状

書式変更: インデント : 最初の行 : 8.5 mm

態であり、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、単に抑え込むのではなく、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない必要がある。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行うには、分離・喪失体験への反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解などを必要とすることが多く、その子どもの心身の状態のアセスメントを行っていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

また、一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

コメント [m68]: P4 から移動

## 2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

### (1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

### (2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等のもとで生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一

時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明、~~保護者による虐待、非行~~など一時保護に至る背景にはさまざまな理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わることに変われないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

### (3) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は~~あなた（子ども）~~が安全で安心できる場所を提供し、その後の安心→安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であり、るが、子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、~~あなた（子ども）~~が行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

### (4) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。一時保護の目的を理解してもらおうと同時に、~~所内や家庭内（里親への一時保護の場合）~~一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活が概ねどの程度の期間となるかも、分かる範囲でできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。

#### (5) 適切な心理教育

一時保護自体が分離・喪失体験であり、さらに、一時保護を受けている子どもはトラウマやその他の喪失体験を持っていることが多い。従ってそれらに対する反応が出るのが当然である。子ども達にもそれを自覚してもらう必要がある。入所時に、子どもの体験によって起こり得る以下のようなことを認識してもらい、それが起こっている場合は相談してほしいことを伝える。

- ・一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと。私たち（スタッフ）はそうは思っていないこと。
- ・非行などの行動の問題がある子どもに関しては、非行や暴力という行動に関しては許されないことである一方、それが起きてしまう心理的プロセスを理解したいことを十分に伝える
- ・ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまう子どももいること
- ・自分を傷つけたくなくなってしまう子どももいること
- ・怖い夢を見てしまう子どももいること
- ・聞こえるはずがない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうことがあること
- ・自分がしたと指摘されても覚えていないことがあること
- ・突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

#### (6) 子どもへの権利教育

子どもに本来ある権利を子どもにわかる形で説明し、理解を促し、自分の権利を守る方法を伝える。CAPプログラムのように、「安心、自信、自由」という3つの権利の説明も利用できる方法である。子どもの権利に関して、年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておくことも意味がある。子どもたちがその権利を自覚し、権利侵害が起きていたことを表現できるようになればアセスメントとしても重要であるし、子どものエンパワメント

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 3 字, 左 0 字, 最初の行: -3 字

書式変更: インデント: 左: 14.8 mm, 最初の行: 2.1 mm

書式変更: インデント: 左: 14.8 mm

書式変更: インデント: 最初の行: 14.8 mm

書式変更: インデント: 左: 14.8 mm

書式変更: インデント: 最初の行: 14.8 mm

コメント [M69]: 心理教育は欠かせません!!

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 2 字, 最初の行: -2 字

に繋がる。

特に、「安心」に関しては、性的安全が守られる権利があることに関しての権利教育も欠かせない。プライベートパーツに関する教育などが必要になる場合がある。一時保護ではそれまでの養育の問題の全てが明らかになっていないことも多く、ネグレクトとして保護しても性的虐待を受けている可能性もあるため、それらの権利教育は欠かせない。年齢に応じて、絵本などを用いて教育する必要がある。

その上で、権利が侵害されるようなときにNoと言える、もしくはスタッフに相談する勇気を持ってもらうことが大切である。学校でも、一時保護所や専門施設でも委託先里親宅でも子ども同士や場合によってはスタッフや教員により何らかの権利侵害が起きる可能性もある。特に子ども同士で起きる可能性のあることは予め例示し、それを感じたときにはスタッフに相談できるようなエンパワメントが必要である。もちろん、一時保護所や専用施設や委託先里親はもちろんのこと、学校とも連携し、そのような権利侵害は起きないような配慮が必要であるが、同時に、権利教育も必要である。

書式変更: インデント: 左 2 字

コメント [M70]: 自分の権利を知ることは重要です!!

### 3 一時保護中のケア

#### (1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や委託一時保護先の施設専用施設でも委託先や里親でも何らかのにおいて定めた一定のルールや一定のスケジュールの中では存在する。しかし、ともに生活しする中で、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせる事が困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じる事などが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をさせつつ、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

コメント [m71]: P35 より移動

#### (2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定

になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられる必要である。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

### (3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このようになど子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報は提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心と安全を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。例えば、子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには自分たちが守ることを伝えて安心してもらう必要がある。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

面会を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには自分たちが守ることを伝えて安心してもらう必要がある。

コメント [M72]: 意図が伝わるように整理しました。

書式変更: 左揃え, インデント: 左 3 字, 最初の行: 1 字, 句読点のぶら下げを行わない, 文字の配置: 英字下揃え

### (4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

### (5) 子どもの被害の可能性をに配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子ども

が少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があつてコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともある。~~このためことから~~、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して~~いて暴れてしまい~~、~~それを抑制する抑える~~必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

#### (6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員等の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

アセスメントに際しては、職員等が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとする中で、子どもの発達段階や~~抱える問題特にアタッチメントの問題やトラウマ反応~~などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。~~虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安心感・安全感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけではなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。~~

~~行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。~~

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験がもととなり、トラウマ関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

~~虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安全感・安心感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけで~~

コメント [m73]: P34・35 へ移動

コメント [m74]: P35 へ移動

はなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。

コメント [m75]: P34 より移動

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

コメント [m76]: P34 より移動

日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくない。こうした子どもに、日課にしたがった行為をさせるよう指導することは不適切（場合によっては保護者の虐待行為の再現となる）であり、一時保護の職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくると不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題や精神病に類似した状態となるが生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

コメント [m77]: P32 へ移動

コメント [M78]: ここは重要ですので活かしてください。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧に温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

#### (7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

~~生育歴の聴取を行う場合、子どもからの聴取が適切に行われるためには、聴取を行おうとする職員に対して、子どもが「この人だったら、話しても大丈夫だろう」という信頼感を持っている必要がある。~~

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、

なんとか助けようとしてくれているんだ」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニング~~やを受けたり~~、それに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

#### 4 特別な配慮が必要な子どものケア

##### (1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状やトラウマ反応、他者との適切な距離に関する問題課題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにするべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

##### (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女兒の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることをに関して、子どもに対して十分に説明することも有益である。も、必要に応じて、予行演習をすることも考えられる。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、担当児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

##### (3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初

期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

## 5 特別な状況へのケア

### (1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

### (2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

#### ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

##### (ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースが圧倒的に多いもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

##### (イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

##### (ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

#### イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

- (ア) **担当**児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。
- (イ) 子どもの**問題課題**に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。
- (ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子ども**が多いもいる**ことから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所**担当職員**や**一時保護所心理士**、**担当**児童福祉司、**担当**児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、**悪夢**、フラッシュバックなどのPTSD症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、**担当一時保護所職員**や児童心理司、医師などに早めに報告する。

性被害を受けた子どもの中には警察による事情聴取**や**検察官との面接**など司法との面接**が入ってくることもあり、そのたびに不安定になることもある。**担当**児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) **自傷**

自傷がある子どもの場合、現在の一時保護の場でケアが可能かどうかを判断する。自殺企図が強い場合や医療的処置が必要なほどに深い自傷をする場合は医療機関への一時保護委託を考える。

軽い自傷の場合は、まずその背景を理解する必要がある。一時保護される子どもは虐待を受けていることが多く、虐待を受けた子どもは自己価値観の低下があったり、生きている意味がわからず、自傷行為をする子どももまれではない。また、解離症状の一部であったり、自傷行為をすることで、自分の言いたいことをわかってほしい、自分が本気であるとわかってほしいとの思いで行う子どももいる。

それへの対処としては、あなたが大切な存在であることを伝え続け、自分を傷つけてほしくないことを伝える。そして、子どもへの心理教

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：4 字, 最初の行：-4 字

書式変更：インデント：左 4 字

育を通じて、その背景を探り、一緒に自傷のきっかけとなる事象を考え、それがあった時や自傷をしたくなかった時はスタッフに告げ、寄り添ってもらって自傷を防ぐよう、ケアを充実させる必要がある。

コメント [M79]: 自傷は結構少なくないの  
で重要です!!

#### (4) 無断外出

##### ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

##### イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

##### ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員等は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員等は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

書式変更: インデント : 最初の行 : 1  
字

#### 6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員等が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

(1) 家庭復帰~~々々~~の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族~~やその地域~~のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果、~~保護者への支援効果~~など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の援助支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を援助支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル (189) の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

(2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所、委託予定先の職員が訪問したりすることや、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしているよ。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしているよ。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。~~子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくことが大切である。~~

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能であれば可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

### (3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（歴史生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

## 影山構成員提出資料

## 一時保護ガイドラインへの意見提出

影山 孝

### 1 閉鎖的環境について期間を明示すべきではない、

閉鎖的環境で保護することが悪いのではなく、一時保護の目的を達成するために、閉鎖的環境で保護する必要性があるのである。一時保護は、被虐待の子どもだけではなく、非行の子どもや問題行動をとる子どもを保護することが求められている。子どもの状態に応じて、閉鎖的環境が必要となるケースがあり、その期間もケースによりさまざまである。子どもの権利制限を必要最小限にすることは当然のことであるが、具体的な期間を例示することで、閉鎖的環境で保護を継続する必要がある子どもについても、開放的環境に移行せざるを得ず、その結果子どもの福祉を著しく害することがおきる懸念がある。

### 2 閉鎖的環境が望ましくないとの印象を与える記述について修正

一時保護の目的を達成するために閉鎖的環境を必要とするケースもあり、閉鎖的環境が望ましくないものであるとの印象を与えるような記述は避けるべきである。以下の記述を修正すること。

P 5 (2) 一時保護の機能

ア 緊急保護の在り方

.....

子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合は、その必要性を判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めておく。

### 3 一時保護所等の職員配置基準について

「職員配置については、養護施設について定めた基準と同等以上とすることが望ましい。」と示されているが、日中も学校に通わず保護所等で生活していること、夜間含めて常に入退所が頻繁に行われていること、そのたびに児童の構成が変化すること、全くアセスメントができていない児童が突然入所してくる場合にも対応するなど、児童養護施設以上に困難性を抱えていることから、別途一時保護所独自の職員配置基準を示すこと。

### 4 一時保護ガイドラインで、児童、子どもの使い分けを明確にする

児童福祉法上「児童」は18歳未満の者である。一時保護ガイドラインでは、「子ども」との表記がみられるが、これが18歳未満の者を指すのか、18歳延長者を含むのか不明確であり、明確な定義を行うべきである。

5 一時保護した子どもの所持する物の範囲について

一時保護児童の私物所持については子どもの安全と一時保護の目的を達成できる範囲で制限を行うものであり、「子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるように配慮すること」と記載してあるが、一時的に生活する一時保護所等（一時保護委託先含む）で、現実的に私物の所持を量的にも内容的にも所持前提とすることは困難である。「児童に安心できる環境を提供する観点から心理的に大切な物を所持させる」ことについては、所有物の安全性が確保できる限り反対するものではないが、原則私物所持の考え方は一時保護等にそぐわない。

6 「Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」の項目が多く、整理することが必要。

## その他の一時保護ガイドライン（影山修正案）

### P 1

#### 1 ガイドラインの目的

.....

また、一時保護は、~~戦後の戦災孤児対策の時期とは異なり、~~子どもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性が高いものである。さらに、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

### P 7

#### (2) 権利制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの権利制限のために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

### P 9

#### (4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる~~伝えられる~~体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も様々であり乳幼児から思春期まで、また虐待、非行あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

### P 13

#### 5 一時保護の手続

##### (1) 一時保護の開始の手続

.....

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。また、一時保護中に生じる可能性のある医療行為等について包括的な同意をとっておくことが望ましい。

**P 2 1**

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもに持たせておく必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険違法ドラッグ等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

**P 2 3**

**Ⅲ 一時保護所の運営**

**1 運営の基本的考え方**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また虐待、非行あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、児童指導員等による個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

P 3 3

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

.....

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

児童相談所として面会を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。また、子どもの意見を十分に聴取し、面会を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには自分たちが守ることを伝えて安心してもらう必要がある。

P 3 6

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女兒の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。また通知（～参照）に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携を検討する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

P 3 7

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。状況によっては医療対応も検討する。

## 6 一時保護解除時のケア

### (1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

## 児童相談所設置に係る計画について

影山 孝

- 児童福祉法第59条の四の児童相談所設置市は、市（特別区を含む。以下同様）が児童相談所設置を希望する場合に、政令で指定を受けて、児童相談所を設置できるというものである。
- 児童相談所設置市の業務は、児童相談所の運営だけでなく、児童福祉審議会（児童相談所設置市に設置される場合）の運営や児童福祉施設に関する事務など、多岐にわたる。
- 児童相談所の設置を希望する市は、平成28年改正児童福祉法附則にある国の支援内容も踏まえながら、児童相談所設置に必要な財源の試算や人材確保・育成策を検討し、児童相談所を自律的に設置・運営するために必要な計画を自ら策定することが必要である。
- 全国の自治体の財政事情や児童相談体制、社会的資源など地域の実情は様々である。
- その上で、都道府県は、子供の最善の利益を確保する観点から、設置希望市の計画や地域の実情を踏まえながら、設置希望市と協議を行い、必要な支援策や連携方法を個別に検討し、実施していくべきものである。
- 上記の点から、都道府県推進計画に児童相談所設置に関する計画の項目例を提示する場合、各自治体（市）の意向や地域の実情、個別協議を踏まえることを前提とした項目例を提示すべきである。

## 坂入構成員提出資料

平成29年12月8日

## 一時保護ガイドライン案に関する意見書

坂入健二

前回の議論を踏まえた一時保護のあり方並びに事務局提示の一時保護ガイドライン案について次のように意見を申し上げます。

○一時保護は法律上、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため」又は「児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」と2つの目的が列記されている。一時保護は、その家庭環境や地域社会の状況あるいは子ども自身の抱える問題から子どもを守るために、社会が用意する生活の場であり受け皿である。子どもを守る受け皿としての「適切な保護」という目的は、アセスメントという目的よりも上位の目的と考える。

○「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため」の「迅速」という時間的な切迫性から問題を限定（虐待・非行等）するのではなく、問題の内容に関わらず「適切な保護を図る」ことが主であると考える。「適切な保護を図る」場合には「児童の安全を迅速に確保する」というとらえの方が実態に合っていると考える。

○一時保護の目的を限定的かつ厳密に絞ることが、子どもの権利を守ることになるのか疑問である。家庭状況、社会状況の変化は想定しないことが起こる。目的を限定することで、現在の社会状況では顕在化していない問題や、どの機関もが対応できないとされる子どもへの対応ができなくなるようでは困る。

○児童相談所の一時保護所（直営）であるからこそ、どのような事態が発生しても、子どもを受け入れることができるのである。予測できない事態が発生した場合でも、あるいは定員を超過してでも対応している（日常的に超過しているのは大きな問題である）。委託一時保護の場合には、規模が小さいために職員体制が取れなかったり、インフルエンザ等の感染症が発生しても隔離できる部屋がない、等の理由で断られることもある。公の機関であるからこそ担える役割がある。

○保護所における子ども同士あるいは保護所職員とのさまざまな関わり合いや揺れ動きの中で、子どもの本質が見えて来てアセスメントができる。一時保護所という施設、場であるからこそ見ることができる子どもの姿があり、子ども自身にも子ども同士や職員との関

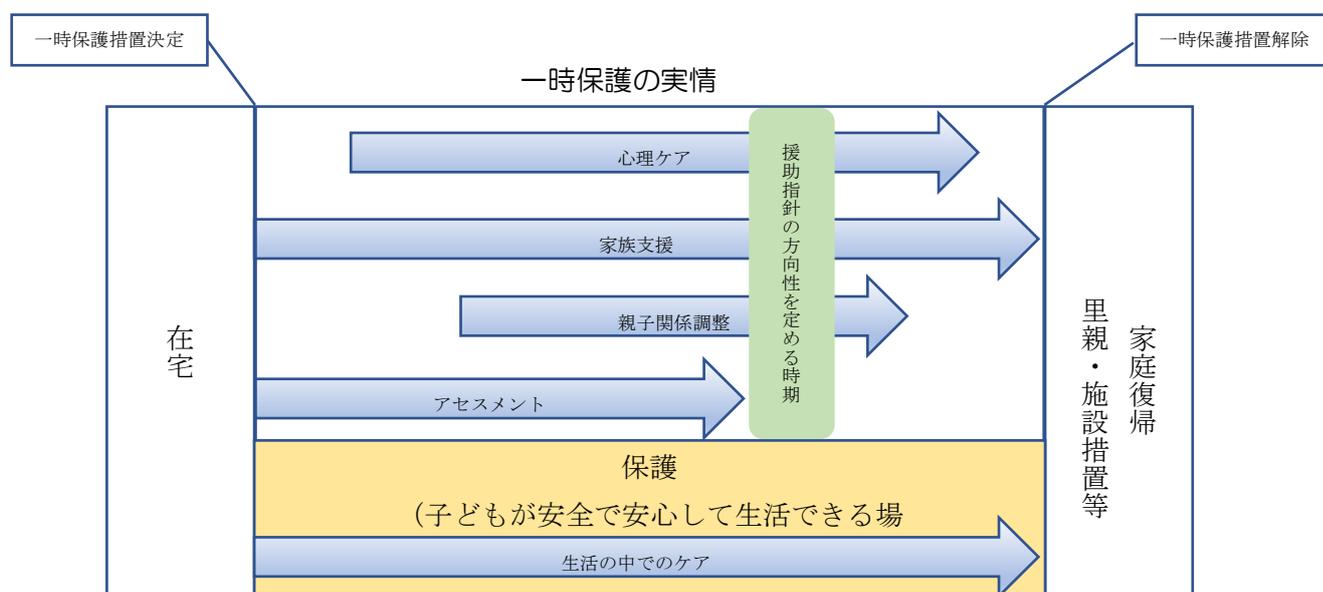
わりの中での気づきや成長がある。

○一時保護中、児童相談所は子どもと保護者を支援する立場で、子どもや保護者から何度も話を聞き、子どもが家庭に帰ってからも安全な生活を送ることができる可能性を調査し、また可能性を広げる働きかけを行う。子どもの保護者への思いや家族への思いをそれぞれ聞きながら、親子が理解できるようにコミュニケーションの仲介をし、関係を修復していく。「お子さんがこういうことを言っていました」「お母さんはこんな思いを伝えてくれて言っていたよ」というやり取りがあり、親子がそれぞれ考えを巡らせる時間でもある。

一時保護中の子どもの生活の様子は、児童相談所に併設される一時保護所であるからこそ、一時保護所職員から日々の生活の様子を聞き、言語化できない表現を理解することができる。同じ場所にあるからこそ（併設でない場合もあるが）、児童福祉司、児童心理司もすぐに、また頻繁に子どもに会うことができる。

○一時保護後の援助指針の決定を行うためには、児童相談所と離れた場所に委託保護することは、一時保護の長期化をもたらしかねない。児童相談所に併設の保護所であれば可能な、子どもと一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司との密接なやりとりが行いにくくなりアセスメントに時間を費やすことになる。委託保護の場合には委託先探しや、援助指針の共有や確認に時間を費やすことになる。また、短期に一時保護先を変更し養育者が変わるこそが子どもにとって大きな負担となる。

○一時保護中のソーシャルワークは保護者の抱える問題や課題、能力、社会資源の状況によって改善に時間を要する場合もあることから、一律に一時保護の期間を限定することは困難である。



## 一時保護ガイドライン (案)

### I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握、調整をするために行うものである。しかし、が、一時保護中の子どもの生活が、安全確保を最優先するために管理的になり、その管理が子どもの権利制限につながる ことがあってはならない。など、子どもの安全確保と権利保障を直ちに両立させることが難しい面が多い。しかし、一時保護は、その家庭環境や地域社会の状況あるいは子ども自身の抱える問題等から子どもを虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の権利を守るために行われるものであり、こうした一時保護の基本的な 目的とこれに伴うリスクを考え方を一時保護に関わる 職員や機関や職員が共有 するも、適切に支援を行う必要がある。

また、現在の一時保護の 多くは、戦後の戦災孤児対策の時期とは異なり、子どもの 安全を守るためにを一時的にその養育環境から切り離す 行為ものであり、子どもにとっては、養育環境の急激な変化をにより伴う、精神的な危機的状況をもたらす可能性もがあるものである。さらに、子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

このため、一時保護においては、子どもにとっての一時保護の 目的意味とこれに伴うリスクを十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な 施設設備と受容的・共感的対応傾聴を基本とした、個別的で化された丁寧なケアが不可欠となる。

こうした観点が重要である一方、一時保護 中については生活の質や、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、や一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

平成 28 年 6 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。)により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成 28 年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日)においては、平成 28 年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

コメント [坂入1]:

コメント [s2]: 冒頭章なので、現状否定ではなく、これから望まれる一時保護の姿を描いた章にする

コメント [s3]: 保護とアセスメントとともに、子どもも含めた、保護者、環境との調整を行う動的なものである。

コメント [s4]: (統計や問題の分類、カテゴリーではなく)あらゆる子どもの問題に、社会が子どもを守る場であるとする

このような一時保護に関する理念を自治体や関係者が共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることにより、一時保護において、全国どこにおいても子どもが安全で安心して生活を送ることができる権利が保障され、生活やケアの質が確保されるようにするために、本ガイドラインを示すものである。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日付け児発第434号厚生省児童家庭局長通知）及び「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適当である。

コメント [m5]: P19 に統合

コメント [m6]: P12 から移動

### 2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中は児童相談所が関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討、子どもを中心として、保護者や関係者の意向や意見も勘案、調整し方針を定める期間となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともにために、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるようにし、子どもが自由な意思を表出できるように支援する。

また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪失をもたらすものであるため、子どもの心情に十分配慮し、十分な受容的・

コメント [m7]: P10 から移動

共感的対応傾聴を基本とした、個別化された丁寧な支援が不可欠となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また虐待、非行あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保することが必要である。このため、一時保護を行う場においては、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

なお、一時保護における子どもの援助等の詳細については、「Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント」を参照する。

#### (1) 一時保護の強行性

~~一時保護や里親等への委託、児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。~~

一方で子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることから、子どもや保護者の同意がなくても、子どもの安全確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得よう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条（児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求）に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第 82 条第 1 項

コメント [m8]: P4 から移動

コメント [m9]: P10 から移動

コメント [m10]: P4 から移動

コメント [s11]: タイトルと内容の不一致のため削除

により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

しかし、保護者が一時保護に同意しなくとも、保護者への説明や理解を求める努力を継続しなければならない。保護者にとっては法律を背景とした行政処分がされたことに対して知識もなく、理解もできないのは当然のことである。

なお、児童相談所は、子どもの安全のための家族との協働者であり、家庭の中で子どもと保護者に何が起り、それぞれがどのように感じているのかを伝え、どのような行程を経れば子どもと一緒に生活ができるのかを保護者が理解できる方法で伝え、また保護者が主体的に改善計画を立てることを支援する「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」等の手法で家族との対話に積極的に取り組んでいる児童相談所もあることから参考にされたい。

コメント [s12]: 一時保護に同意しない親とも対立だけではなく、調査に協力してもらい、協働していくことが必要である旨、記載。

## (2) 一時保護の機能

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントの二つである。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。これらの機能の目的は、子どもに最善の利益とするための援助指針の決定に資することであるが、そのプロセスでは、児童福祉司や一時保護を行う職員は、子どもの揺れ動く感情や気持ちに寄り添い、保護者の意向や児童相談所としての考えを伝え、子どもと一緒に将来を考え歩んで行く姿勢が大切である。

一時保護は子どもの行動を制限することから、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

コメント [m13]: P2 へ移動

コメント [m14]: P7 に統合

コメント [m15]: P30 へ移動

コメント [m16]: P3 へ移動

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。宿泊を伴う心理的、福祉的ケア

~~サービスの提供はアセスメントに連続するものとして重要である。こうした機能については、今後は、治療目的の施設やレスパイトケアのための施設を活用することも含めて検討することが必要である。~~

#### ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（法第 28 条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。）
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利保障の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、保護者が無断で子どもを連れ戻すことや子どもが無断外出をする恐れがないなど、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時的保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合は、その必要性を判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めておく。

#### イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、すでに里親等へ委託、児童福祉施設等へ措置していた子どもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではな

コメント [m17]: P8 に統合

いが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものと分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定される。

また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、子どもの援助指針（援助方針）を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を元に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護所においては、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察等を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、**児童相談所や保護者や関係機関との調整等**を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針（援助方針）へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

**コメント [坂入18]:** 一時保護所が児童相談所と調整するというのは、外部機関ではないのでおかし

### 3 子どもの権利保障

#### (1) 権利保障

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、**まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱**を用意するといった**苦情や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員**

**コメント [坂入19]:** 一時保護委託里親を含む場合には「職員」という表現で良いのか？

**コメント [坂入20]:** 一時保護委託（里親）の場合、一時保護所より閉鎖的な環境である。一層の子どもの権利が守られる仕組みが必要ではないか。

の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を探ることが考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。こうした相談先として、児童相談所の弁護士を活用することも考えられる。また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

コメント [m21]: P9 から移動

さらに、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中（委託一時保護中も含む。以下Ⅱ及びⅤにおいて同じ。）の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、あるいは子ども同士の暴力など子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

コメント [m22]: P9・10 から移動

## (2) 権利制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どもの権利制限のために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られる範囲で必要最小限とする。

無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

コメント [坂入23]: 保護の目的が達せておらず、あってはならないことを記載するのはいかがか。

子ども（一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。）に対して行い得る行動自由の制限の程度は、施設管理者の許可を得ない第三者が自由に入出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和25年7月31日付け発第505号厚生省児童家庭局長通知）及び「児童福祉法と少年法の関係について」（昭和24年6月15日付け発第72号厚生事務次官通知）による。

権利制限を行う場合には、その理由を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもが権利制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ権利制限が必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、権利制限の中でも、行動自由の制限と父母との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

### (3) 被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 85 号）において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

被措置児童等虐待の通告・届出は児童相談所、児童福祉審議会等に対してなすことができるなどについて、あらかじめ子どもに説明する。

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場合は温かい雰囲気子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

なお、被措置児童等虐待については、本指針に定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

### (4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、伝えられる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また虐待、非行あるいは発達障害など様々であることから、子

ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しなければならない。

#### (5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議しておく必要がある。

##### ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられる状況を確認しておく必要がある。

##### イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども

文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

##### ウ LGBT等、性的なアイデンティティーに配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設では予めどのように対応するかを検討しておく必要がある。

#### 4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは良好な家庭的環境にあつて、個別性が尊重されるものでなければならない<sup>1)</sup>。そのため、一時保護を行う場においては、個別対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択でき

コメント [m24]: P2 へ移動

コメント [m25]: P3 へ移動

コメント [m26]: P4 から移動

るような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な支援の確保
- ・ 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった広域的な対応

に努めることが重要である。なければならない。

また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な範囲で認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるように、職員による送迎や里親家庭や一時保護専用施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましい。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。

コメント [m27]: P6 から移動

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、年度当初に、委託一時保護定員枠を当該施設を所管する自治体との間で協定を結び定員を決めておくことや、一時保護専用施設を整備することにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

コメント [m28]: P28 から移動

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照））を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

コメント [m29]: P28 から移動

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあつては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらか

じめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、里親、児童福祉施設やその他の機関等への委託一時保護の活用、広域的な対応等により、こうした混合での支援等を回避し、すべての子どもに適切な支援を行うことが必要である。

なお、警察のもとにある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都道府県警察本部等宛に通知されているので留意する。

## 5 一時保護の手続

### (1) 一時保護の開始の手続

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡をとって相談・指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡をとり、健康診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合にはこの限りではない。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等

に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時保護児童票を作成する。

- ・ 子どもの住所、氏名、年齢
- ・ 事例担当者、事例の概要
- ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（子どもの疾病やアレルギー等含む。）
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。（別紙）

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

(2) 一時保護の継続の手続（※「**児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律**」（平成29年法律第69号）による改正事項については、**関係機関と調整中。**）

ア 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている（法第33条第3項及び第4項）。継続が必要な場合としては、例えば、

- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申し立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のた

めに入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。）により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた（法第33条第5項）。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章第5節1.（3）参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

#### イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

(家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立ての具体的な手続、留意事項等については、関係機関との調整を踏まえ、追記予定。)

### (3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

~~一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、~~一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、要保護児童対策地域協議会や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。~~この場合、~~一時保護中はから、~~子どもの意向や保護者の家庭における~~養育環境や状況の改善や調整を図りつつ、~~一時保護中の子どもの状況や今後の見通し等について、定期的に~~保護者に情報提供を行うなど、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

~~一時保護から~~里親委託や施設入所等へと移行する可能性がある子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要となる。また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要がある。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおり

コメント [m30]: P16 から移動

コメント [坂入31]: 一方的な「情報提供」という表現では不十分

コメント [m32]: P16 から移動

である。

移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規則等を参照する。

#### （４）一時保護中の児童相談所長の権限

##### ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」第4章第9節の3.（4）を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為（精神科医療を含む。）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

##### イ 親権者等のある子どもの場合

###### （ア）児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子どもについては、里親や施設長が保護中の子どもの

監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

（イ）子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（法第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しな

い場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照する。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別の方針のもとに行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 36 年 6 月 30 日付け児発第 158 号厚生事務次官通達））。

また、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条の規定により一時保護が行われている場合において、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

さらに、平成 29 年児童福祉法等改正において、児童虐待防止法第 12 条の 4 の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できるものとされた。

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが当該児童並びに生活を共にする他の子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもに持たせておいてよい物については、記名させる等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。

特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもに持たせておく必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や違法ドラッグ等がある場合には、直ちに警察署に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

#### イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項）。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物（身のまわり品等）については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる（法第33条の2の2第2項）。

#### ウ 所持物の返還

##### （ア）子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還する。

子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

##### （イ）返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかかな物については、これをその権利者に返還しなければならない（法第33条の2の2第3項）。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力

のある資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴する。

(ウ) 返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない(法第33条の2の2第4項)。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する(法第33条の2の2第5項)。

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- ・ 子どもの所有物は、子どもの身柄とともに移管する。
- ・ 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物で未だ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

(ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人(以下「遺留物受領人」という。)に交付しなければならない(法第33条の3)。

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、すべてこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

#### (7) その他留意事項

一時保護した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力する。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

### Ⅲ 一時保護所の運営

#### 1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

子どもを安定させるためには、家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や及び活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また虐待、非行あるいは発達障害など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、児童指導員等による個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用する。

一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第9条の3において、懲戒に係る権

限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携のもとに行う。

他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活をともにすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

## 2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、Ⅱの5（6）を参照する。

子どもの健康診断等の取扱いについては、Ⅱの5（1）を参照する。

## 3 子どもの観察

担当者は、援助指針（援助方針）を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の行動を観察し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

コメント [坂入33]: ここが最も大切な所と思いますが、この程度のボリュームでよろしいのでしょうか？

コメント [s34]: 行動観察を行うのは誰？担当者と一時保護所職員を言っているのか？

## 4 保護の内容

### (1) 一時保護所における生活

さまざまな要因で入所してくる子どもたちが、愛情と理解ある雰囲気の中で、大切にされているという実感が持てる家庭的な生活の場を用意する必要がある。そのためには、衣食住という人の生活に必要な基本的な要素が満たされていないといけない。

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人ひとりに合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。また、夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする子どもへの対応等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

## (2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につけられるように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に十分配慮して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。

## (3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、ランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

## (4) 食事（間食を含む。）

食事はおいしく楽しく食べられるように、和やかな雰囲気でお話のある食事の時間となるように心がける。

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う必要がある。健康を害することの無いように配慮しつつも、食べ物の嗜好

**コメント [坂入35]:** 動画やインターネット等についてはどうでしょうか。レクリエーションとしても日常生活ではあたりまえにネットがあります。また、子どもが自分の置かれている状況を知るためにはネットによる情報検索は大切です。情報からの遮断は危険なことです。一定の制限は必要ですが、大切なことだと考えます。

「や食べる量について、早急な指導や強制があってはならない。」

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

#### (5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

#### (6) 教育・学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努める。

#### (7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。また、個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することが基本である。

## 5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

## 6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中（一時保護所における一時保護中に限る。）の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、もとの児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

## 7 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

## 8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

#### IV 委託一時保護

##### 1 委託一時保護の考え方

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、家庭養育環境、施設養育環境を選択することが必要である。

その他、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でない判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、他の種類の里親等や児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第 28 条第 1 項又は第 33 条の 7 の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われてい

コメント [m36]: P11 に統合

コメント [m37]: P11 へ移動

コメント [m38]: P6 に統合

コメント [m39]: P12 へ移動

る子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

## 2 委託一時保護の手続等

### (1) 委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。

委託期間については、医療機関に委託する場合等特に子どもの福祉を図る上で必要と思われる場合等を除き必要最小限度の期間とし、速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。

### (2) 保護者等との面会交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

## V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント

### 1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいていつでも子どもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られてい

て安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

コメント [m40]: P7 から移動

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化による危機的な状態であり、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行うには、分離・喪失体験への反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解などを必要とすることが多く、その子どもの心身の状態のアセスメントを行っていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを意識しなければならない。

また、一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

コメント [m41]: P4 から移動

## 2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

### (1) 背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関する情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

### (2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等のもとで生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景にはさまざまな理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大

きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうかという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わること・変われないのではないのかという不安や抵抗（自己変容への不安）

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

#### (3) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であり、子どもによっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、子どもが行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

#### (4) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。一時保護の目的を理解してもらうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活が概ねどの程度の期間となるかも、分かる範囲でできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。

### 3 一時保護中のケア

#### (1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なることから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

コメント [m42]: P35 より移動

一時保護所や委託一時保護先の施設や里親において定めた一定のルールやスケジュールの中でともに生活し、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせる事が困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じる事などが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をさせつつ、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

#### (2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

#### (3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このように子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に

答えるようにする。

面会を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには自分たちが守ることを伝えて安心してもらう必要がある。

#### (4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

#### (5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子どもが少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないことから、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して暴れてしまい、それを抑制する必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

#### (6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子どもの行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとする中で、子どもの発達段階や抱える問題などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験がもととなり、トラウマ関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されるこ

コメント [m43]: P34・35 へ移動

コメント [m44]: P35 へ移動

とがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

虐待の影響でさまざまな症状が出ている場合には、子どもに安全感・安心感を与え、職員との関係性を構築するなどの、生活の中での治療が第一選択である。児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接や、プレイセラピーも子どもの安心感を育てる。しかし、それだけではなかなか安定しない場合には児童精神科へ受診を要する場合がある。

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくない。職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくとは不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

#### (7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけでなく、子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、

コメント [m45]: P34 より移動

コメント [m46]: P34 より移動

なんとか助けようとしてくれているんだ」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々に生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

#### 4 特別な配慮が必要な子どものケア

##### (1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状やトラウマ反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにすべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

##### (2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女兒の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

##### (3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

## 5 特別な状況へのケア

### (1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

### (2) 性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

#### ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

##### (ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起りやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

##### (イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

##### (ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

#### イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応

一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。

##### (ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護

所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。

(イ) 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。

(ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応

中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD 症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状が見られれば、一時保護所職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

性被害を受けた子どもの中には警察による事情聴取や検察官との面接が入ってくることもあり、そのたびに不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

### (3) 無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死な

サインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子どもに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援したいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につなげるような支援を展開することが重要である。

## 6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

### (1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族

の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル（189）の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

## (2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が訪問することや、子どもが訪問することなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしているよ。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしているよ。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。

## (3) 情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。



## 鈴木構成員提出資料

## 一時保護ガイドライン（素案）に関する所感

静岡県 鈴木 淳

- 1 「一時保護に関するガイドライン」（支援行為や過程に関すること）と「一時保護所（一時保護委託）に関するガイドライン」（場に関すること）が混在しているように感じます。

もちろん、一時保護のあり方を検討するということは、実質的には一時保護所のあり方を検討するということにつながるのだと思いますが…。

よって構成としては、本ガイドラインは「一時保護における子どもの権利保障」を縦軸として、まず「一時保護に関するガイドライン」を提示したほうが良いのではないかと感じます。

- ①ガイドラインの目的（作成の背景、趣旨）
  - ②一時保護における子どもの権利保障（権利保障の手段、権利制限する場合）
- その後、各論として
- ③一時保護の目的（強行性は、この中で記載）
  - ④一時保護の手続き
  - ⑤一時保護の役割（支援過程における位置づけ）
  - ⑥一時保護の機能（緊急保護・アセスメント保護）
- ・どのような場合に
  - ・どのような場所で
  - ・どんな環境（閉鎖・開放）で
  - ・どんな支援（支援内容）を
  - ・どのくらいの期間
- ⑦一時保護に必要な体制（人員と設備）
  - ⑧一時保護生活における子どもへのケア

そのうえで、特に「一時保護を行う場」である「一時保護所における一時保護」と「施設や里親家庭などにおける一時保護（委託）」のガイドラインについて提示したほうが良いと思います。

- ⑨一時保護所における一時保護（素案でいう「一時保護所の運営」）
- ⑩施設や里親家庭における一時保護（委託）（素案でいう「委託一時保護の考え方」）

という構成にした方が良いのではないかと感じます。

- 2 権利保障と権利擁護という言葉があります。  
あえて使い分けているのでしょうか。
- 3 手続きの部分では、事務的な点はあまり多く記載しなくても良いのではないのでしょうか？（権利保障や親権者説明、関係機関連携などは記載が必要だと思いますが）
- 4 一時保護を行った場合の児童相談所の監護（福祉のために必要な措置）については児童福祉法第33条の2第2項に規定されていますが、一時保護（委託）の際、監護者の責務（責任）についての記載が必要なのではないかと思います。（規定、あるいは法的解釈がすでにあるのであれば教示頂きたいと思います。）  
具体的には、一時保護中の児童が、一時保護所や委託先（施設や里親など）や通学中に子ども自身が怪我をした場合、他者の物品を破損させた場合、他者へ怪我をさせた場合、そのような場合の損害は誰が賠償するのか、といった点です。  
今後、一時保護所以外での一時保護（委託）の実施が推進されるのであれば、そういった点の整理や記載が必要なのでは？と思います。
- 5 現行制度で一時保護を行う1期間は2ヶ月となっていることから、多くの現場では、一時保護開始以降、この「2ヶ月という枠組み」に添って児童の状況や保護に至った状況の整理、保護者等の面接を計画・実施していくと思います。そこでは、一時保護の終結までに2ヶ月を要しない場合もあると思いますし、その背景（理由や保護者の同意等）によっては、「2ヶ月」という1つの期間では解決できない場合もまた生じると思います。  
期間から見た場合の一時保護の全体的な枠組みは現在そうなっていると思います。  
こうした一時保護において、保護に至る背景（理由）によっては、子どもの安全確保、アセスメント等の面を、より一層意識して一時保護を行う場合があります。そういった場合「安全確保」は「閉鎖的な環境」により実現しているのだと思いますが、必要な期間は、少なくとも児童相談所での検討の結果として決めていくべきかと思います。また「アセスメント」⇒「短期間の集中的な支援（診断）」は、「場」や「保護の形態」ではなく「機能」であり、少なくとも一時保護所であっても委託であっても現在の施設・人員では難しいと感じおり、一時保護所での診断機能拡充等を含めての今後の議論が必要ではないかと思います。



## 藤林構成員提出資料

## 一時保護ガイドライン(素案)に対する意見

藤林武史

### 1 一時保護・緊急保護の目的を明確にすること

- 前回の素案と比較すると整理はされてきましたが、未だ曖昧な言い回しや不十分な記載が残っておりますので、児童福祉法上の一時保護の目的に適ったものに統一すべきです。具体的には下記のとおりです。
- 一方で子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。
  - 一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。
- 現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において児童福祉上のため必要と認められる場合には、
  - 現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において安全確保のため必要と認められる場合には、
- 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合
  - 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがあり、かつ、子どもを家庭から一時引き離すことが子どもの安全確保上必要な場合
- 一定の重大事件に係る触法少年と思量すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子ども
  - 一定の重大事件に係る触法少年と思量すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもであって、かつ、子どもを家庭から一時引き離すことが子どもの安全確保上必要な場合

## 2 閉鎖的環境での緊急保護が長期化する場合について

- ・ この項目は、従来、手続き保障や権利擁護の機会もなく、また、必要のない子どもにまで行動の自由制限を長期間行ってきたことに対する、重要な改善項目である。
- ・ そこで、次のことを明確に記載する必要がある。
  - ・ 閉鎖的環境を必要とする要件
  - ・ 長期化する場合の手続き
  - ・ 「長期化」の期間
  - ・ 権利擁護の仕組みの構築
- ・ この項目は、児童相談所が、個々のニーズに応じて、閉鎖的環境と開放的環境を選べる場合を想定しているものである。一方、児童相談所によっては、閉鎖的環境しか持たないところもある。しかし、子どもを閉鎖的環境において権利制限を行っていることに変わりはなく、上記4点を明確に示す必要がある。

## 3 権利擁護の仕組みの具体化

- ・ 苦情受付と権利擁護の仕組みが、混在して記載されており、ここは別建てに記載すべきである。
- ・ 権利擁護の仕組みは、基本的には児童相談所以外の第三者が、子どもの意見を聴くこと、および、それに応じて児童相談所等に子どもの意見を代弁して主張できることが基本である。よって、権利擁護者には児童相談所の弁護士は不相当であり、弁護士会の弁護士や児童福祉審議会等の第三者機関を明示すべきである。
- ・ ただ、児童相談所の弁護士は、上記権利擁護の仕組みを、弁護士会等と協議しながら、作り上げていく重要な役割を持つことは明記。
- ・ また、これらの権利擁護の仕組みや相談・連絡方法は、子どもが理解できるような方法で説明すべきであり、子どもと上記権利擁護者との通信・面会は、いかなる場合も制限できないことを明記。

## 4 警察からの調査・捜査について

- ・ 児童相談所が警察に協力する際、触法調査が強制処分(対象者の意思に反しても強制できる手続き)ではないことを明記。さらに、弁護士付添人の選任権があることを子どもや保護者等にその旨情報提供することを明記

## 5 児童相談所長による懲戒権の範囲の明確化

- ・ 児童相談所長は、懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができるが、懲戒を理由とした「懲罰的指導」(たとえば、罰として個室に入室さ

せる、外出行事に参加させない、運動場を走らせる)はあってはならないことを明記すべきである。

○児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について

(昭和二五年七月三一日)

(児発第五〇五号)

(各都道府県知事あて厚生省児童局長通知)

児童福祉法によって、児童を取り扱う場合には、児童福祉の原理に従い児童の人権を尊重すべきことは言を俟たないところであり、従って、たとえ保護施設等から逃走する性癖を有する児童であっても、施設の側の受け入れの方法に十分留意し、これを自由な環境で保護して、施設生活に魅力を感じさせるようにすることが児童保護の原則であるが、現下の実状としては、時に強度の浮浪癖等のために極めて頻繁に逃亡を繰り返し、これがためその児童にやむを得ず或る程度の拘束力を加えて施設内に止らせることが却ってその児童の真の福祉を保障する所以となる場合もあると考えられる。これらの場合については特に左記の事項をお含みの上取扱上遺憾のないようにせられたい。

記

- 1 児童に対し、強制力を行使することは極めて例外的な場合に限られるべきであって、本来は、児童に自由な環境を与え、あたたかな態度でこれに接することによって、施設内の日常生活におのずから魅力を持たせるようにすることが原則であること。やむを得ず強制力を用いる場合にも決して権力的な態度で臨むことなく、その措置がその児童の真の福祉を保障するために行われるものであることを忘れてはならないこと。

また強制力の行使は能う限り短期間にとどめ速やかに開放的な保護に移行させるよう絶えず努力すること。

- 2 児童福祉法第三三条の児童相談所長による児童の一時保護の権限について

- (1) 児童福祉司その他の児童福祉関係吏員が、浮浪児又は不良児等の保護に赴いた際にその者を一時保護のために帯同しようとするに当たって、本人が反対の意思表示を行っても、これをそのままに放置することが保護の目的に添わないと認められる場合には、その意思に反してこれを強制的に帯同することが出来るものであること。

- (2) 一時保護を加えようとする児童が過去において繰り返し逃走した経歴を有する等の事情のために、十分な監視を以ってしても、其の逃走を防止することが出来ないと認められるような場合、この種の児童に対しては、これを窓に格子を用い、扉に鍵をかけることの出来る特別な一時保護室に於いて保護を加えることが出来ること。

この特別な一時保護室の設置については左の諸点に留意すること。

- (イ) 強制的措置の目的を達成するために容易に破壊されないような構造であることは必要であるが、太すぎる格子を用いたり、窓を小さく、或いは高く設ける等刑罰を科する場所のような設計ではなく、あくまでも通常の部屋という印象を与えるように留意すること。
- (ロ) 一般衛生特に採光換気に注意し、たとえ格子がはめられ鍵が施されていても、努めて明るい感じを与えるように工夫すること。
- (ハ) 児童を一人ずつ鍵をかけた個室におくことは不可であって、一室の広さは出来るだけ広くし、その中における児童たちの行動は事情の許す限り自由にすること。

また建物の構造その他の条件を考え合わせて出来ることならば、各々の室の扉には鍵をかけず廊下の扉に鍵をかけて児童が各室や廊下を自分の行動の範囲とすることが出来るような考慮が望ましいこと。

- (ニ) 観察室より観護者が常に児童の生活を観察し、児童から何等かの意思表示があった場合には必ずこれに応ずることが出来るようにすること。
- (ホ) 火災等の非常時に際し、児童の完全救出が出来るよう建物の構造上に留意すること。

- (3) 一時保護を加えつつある児童が、逃走を企てた場合には、其の児童の意志に反しても、これを連れ戻すことが出来ること。

- (4) 一時保護を要する児童が警察官、公吏によって発見され、児童相談所がこれを直ちに引き取ることが不可能であるような事情にある場合には、児童相談所長はその児童の一時保護を警察署長に委託することが出来ること。

但し、此の場合警察署ではその児童を保護的な立場から取り扱うべきは勿論であって、従ってその一時保護は保護室に於いて行うべく、その期間も特に必要ある場合の外は原則として二四時間を超えてはならないこと。

- 3 教護院、養護施設等より児童が逃亡した場合には施設の長は、児童福祉法第四七条の児童福祉施設の長が行う親権を以ってその児童の意思に反しても、強制的にこれを連れ戻すことが出来ること。
- 4 教護院において少年法第一八条第二項によって送致された児童に対し、家庭裁判所の決定による指示に従い強制的措置をとるための特別監護の設備についても、2の(2)の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)に準ずること。

なおこの場合家庭裁判所から指示される保護の方法やその他の措置は、個々の場合について教護院で行いうる強制力行使の最高限度を示されるものと思われるから、必ずその限度までの強制措置を行わねばならないわけではなく、教護院長の技能によって、能う限り最小の強制力行使にとどめ、出来うれば、これを全く行使しないことが理想であること。

- 5 この通知によって強制力を行使しうる教護院は、昭和二十四年六月一五日発児第七二号「児童福祉法と少年法の関係について」第二(四)により指定された教護院に限るものであることは従前の通りである。

従って、同第七二号をもって指定された九都府県としては、この通知に従って準備を進められたいこと。

また、本年度公共事業費をもって設置を予定されている強制収容室に関しては、この通知によるのであるが、建物の構造については、追って図面を作成し、参考として送付する予定であること。

## ○児童福祉法と少年法の関係について

(昭和二十四年六月一五日)

(厚生省発児第七二号)

(各都道府県知事あて厚生事務次官通知)

少年法(昭和二十三年法律第一六八号)と児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)の関係については、客年一二月二八日付児発第八九七号「改正少年法と児童福祉法との関係について」において通知したのであるが、その後少年法と児童福祉法は、第五回国会において夫々その一部が改正され、六月一五日公布即日施行されることになった。

少年法と児童福祉法の関係は、従来から両者の権限が相互に入り乱れていて、複雑難解であつたと思われるが、今回の改正により、その関係が若干整備されることになったので、今後その取扱については左によらねたい。

註 年齢は、凡て満計算によるものとし、又「都道府県知事又は児童相談所長」とある「児童相談所長」は、児童福祉法第三二条の規定により権限の委任を受けた児童相談所長に限るものであること。

### 記

#### 第一 今回の改正に伴う主要事項

##### 一 少年法の改正に伴う児童福祉法の対象の拡大

従来は、(イ)「罪を犯した少年及び一四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」と(ロ)「一四歳以上の虞犯少年」はもっぱら家庭裁判所の審判に付せられ、児童相談所では取り扱われないことになっていたのであるが、今回の改正によつて、(イ)「一四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」を発見した者は、今度は家庭裁判所でなく、児童相談所に通告しなければならなくなり、(ロ)「一四歳以上一八歳未満の虞犯少年」については家庭裁判所にも児童相談所にも通告することができるようになったこと。

##### 二 児童に対する強制力の行使

従来は、児童福祉法の諸機関が児童に対して強制力を行使することに関しては、明確な規定を欠いていたのであるが、今回の改正によつて「都道府県知事又は児童相談所長が、たまたま児童の行動の自由を制限し又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするとき

は、第三三条及び第四七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。」(児童福祉法第二七条の二及び少年法第六条第三項)という新规定が設けられて、その関係が明確にされたこと。

なおこれに関連して、少年法第一八条第二項に「都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。」という規定が設けられ、更に、児童福祉法(第二七条第二項)に「都道府県知事が少年法第一八条第二項の規定により送致のあつた児童に対して強制力を行使するときは、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない」という規定が設けられたこと。

### 三 少年法と児童福祉法に関するその他の調整

従来は少年法第一八条の規定により、家庭裁判所から都道府県知事又は児童相談所長に送致された少年を受入れる規定が児童福祉法に欠けていたのであるが、今回の改正により、夫々児童福祉法第二六条及び第二七条にそれに関する規定が設けられたこと。

## 第二 児童福祉法と少年法の関係

### 一 通告

(一) 児童相談所(その職員を含む。)に通告される児童と家庭裁判所に通告される少年の関係は左の通りであること。(少年法第三条及び児童福祉法第二五条但書)

- (1) 不良行為をなし又はなす虞のある児童――児童相談所
- (2) 一四歳未満の虞犯少年――児童相談所
- (3) 一四歳以上一八歳未満の虞犯少年――児童相談所又は家庭裁判所
- (4) 一八歳以上の虞犯少年――家庭裁判所
- (5) 一四歳未満であつて刑罰法令に触れる行為をした児童――児童相談所
- (6) 一四歳以上であつて罪を犯した少年――家庭裁判所

なお、第二号から第四号までにいう「虞犯少年」とは、改正少年法第三条第一項第三号中(イ)から(ニ)迄の条件に該当する者の中で、特に性格及び環境に照して情状悪質で、将来罪を犯す虞れが極めて強い者をいい、第六号にいう「罪を犯した少年」とは、たとえば具体的にある窃盗事件が発生し、その嫌疑がかけられているようなものをいうのであつて、ある少年がその前歴等に鑑みて何時か、何か、

罪を犯したに違いないと一応思われるような程度の場合は、これに含まれないものであること。

- (二) 児童相談所に対する通告の義務は、前項第一号から第三号まで及び第五号の児童を発見した者の凡てに生ずるのであるから、その周知徹底に努めるとともに、特に児童福祉司及び児童委員には右の通告を励行させること。
- (三) 児童相談所に対する通告の中には、警察官又は警察吏員によるものが相当数を占めることと思われるから、関係警察署と緊密な連絡をとり、児童の身柄の送致等についてもその協力をうるよう努めること。
- (四) 一四歳以上一八歳未満の虞犯少年については、児童相談所又は家庭裁判所の何れにも通告され得るのであつて、この場合通告の義務が二重に発生するように思われるが、児童相談所又は家庭裁判所の何れか一方に通告すれば他方に対する通告は必要としないものであること。
- (五) 家庭裁判所が事件受理後、少年が一四歳に満たない者であることを発見したときは、少年保護司をして児童相談所に通告せしめることになるから、児童福祉法第二五条の通告としてこれを受理すること。なお、少年が少年監護所等において保護されている場合は、児童相談所の現状等では少年を引き取りにゆくことは困難なことと思われるから、このような場合はその少年を連れてくるよう家庭裁判所の協力を求めること。
- (六) 児童相談所が事件受理後、少年が一四歳以上であつて罪を犯した者又は一八歳以上の者であることを発見したときは、児童福祉司又は児童委員をして、これを家庭裁判所に通告せしめること。

## 二 児童の保護

### (一) 通告のあつた児童の保護

- (1) 児童相談所に通告された児童の保護については、都道府県知事又は児童相談所長が児童福祉法第二六条又は第二七条の規定により、責任をもつてその保護に当るものであること。
- (2) 少年院法の改正に伴い(昭和二四年法律第一二〇号、五月三〇日施行)、初等少年院は一四歳未満の少年を收容しないことになり(改正少年院法第二条第二項)、又犯罪者予防更生法(昭和二四年法律第一四二号七月一日施行)に基き設置される地方少年保護委員会も一四歳未満の少年を取り扱わない(犯罪者予防更生法第二条)のであるから、今後は、一四歳未満の児童は凡て児童福祉法の諸機関で保護

しなければならなくなり、そのために今後教護に特別な注意と工夫を必要とする児童が児童福祉施設に入所してくることが予想されるから、これが受入態勢の整備に力をいたすこと。

(二) 少年法第一八条第一項によつて送致された児童の保護

(1) 家庭裁判所に通告された少年を家庭裁判所が調査した結果、児童福祉法の規定による措置を適当と認めるときは、家庭裁判所の決定によつて、事件が都道府県知事又は児童相談所長に送致されてくるから、右の送致をうけた都道府県知事又は児童相談所長は、家庭裁判所の行つた調査の結果を参考にしつつ、改めて児童の調査鑑別を行い、その児童に最も適した夫々の措置をとること。

(2) 少年法第一八条の規定により事件が都道府県知事又は児童相談所長に送致されてくる場合に、現実に児童を少年観護所から児童相談所まで連れてくることは、児童相談所の現状等からして困難であろうと思われるから、このような場合には、少年保護司、警察官、警察吏員又は少年観護所の職員等がこれに当るよう家庭裁判所と協議すること。

(三) 少年法第二四条第一項第二号によつて送致された児童の保護

(1) 家庭裁判所が保護処分の一として少年法第二四条第一項第二号による教護院又は養護施設送致を決定する必要上、児童を入所させる教護院又は養護施設の収容余力等につき、都道府県知事又は児童相談所長に照会してくるから、右の照会をうけたときは管下の施設の実状等を十分考慮のうえ、家庭裁判所に通報すること。

(2) 少年法第二四条第一項第二号の保護処分が決定されても児童は児童相談所に送致されてくるのを原則とし、教護院又は養護施設に直接送致されることのないようになっていること。(少年審判規則第三七条第二項)

(3) 右の送致は、児童相談所の現状等からして、児童相談所がこれに当ることは困難であろうと思われるから、このような場合は、少年保護司、警察官、警察吏員又は少年観護所の職員等がこれに当るよう家庭裁判所と協議すること。

(4) 家庭裁判所から児童が児童相談所に送致されて来たときは、都道府県知事又は児童相談所長は、家庭裁判所の行つた調査の結果を参考にしつつ、家庭裁判所の決定した枠内で具体的にどこの施設に児童を入所させるかを決め、児童福祉法第二七条第一項第三号の措置を家庭裁判所の決定に併せてとること。したがつて、都道府県は右の措置に要する費用を支弁しなければならないこと。

(5) 右の措置によつて、教護院又は養護施設に入所せしめた児童に対して、その措置の解除又は変更をすることは、あらかじめ裁判所の了解を得る必要はなく、都道府県知事又は児童相談所長が適当と認めるときは何時でも措置の解除又は変更をすることができるのであるが、措置の解除又は変更をしたときは、決定をした家庭裁判所に爾後報告をすること。

(6) 少年法第二四条第一項第二号により、教護院又は養護施設に児童が送致された場合、家庭裁判所によつて少年に関する報告又は意見の提出を求められる場合があり(少年法第二八条)又少年の処遇に関し勧告をされることがあるが、この場合はすべて都道府県知事又は児童相談所長の経由してなされ又はなすようにすること。

#### (四) 児童に対する強制力の行使

(1) 都道府県知事又は児童相談所長が、一時保護中又は教護院等に入所中の児童につき、一時保護又は親権行使として認められる場合を除き、児童の行動の自由を制限し又はその自由を奪うような強制的措置がとられることが必要であると認定したときは、事件を家庭裁判所に送致しなければならないこと。(児童福祉法第二七条の二)

なお、教護院等の長が、入所中の児童につき、前項にいう強制的措置がとられることが必要であると判断した場合は、その事由等を具し、児童相談所長を経て都道府県知事に申請するよう指導されたいこと。

(2) 「強制的措置が必要とされる場合」というのは、主として児童がほしいままに出られないような設備のある特定の場所に收容し、その行動の自由を制限し、又は奪うことが必要とされる場合、(以下行動の自由制限という。)が、考えられるのであるが、具体的な事例につき疑問を生じたときは当省に照会すること。

(3) 教護院は強制力を行使することなく児童の教護を行うことをその本質とするものであるから、右の本質に沿うよう万全の努力を払い、事件を家庭裁判所に送致することは万已むをえざる場合の例外的なケースに限定すること。

したがつて、今後は教護院等における教護技術の改善向上等につき、なお一段の研究と指導を行うこと。

(4) 家庭裁判所の決定があつた場合、その決定に従い児童に対して強制力を行使することができる教護院は、国立武蔵野学院のほか、さしあたり左に掲げる教護院に限定すること。

宮城県

修養学園

東京都	誠明学園
東京都	萩山実務学校
神奈川県	国府実習学校
愛知県	愛知学園
京都府	淇陽学校
大阪府	修徳学院
兵庫県	農工学校
広島県	広島学園
福岡県	福岡学園

右に該当しない教護院を管轄する道県の知事又は児童相談所長は、家庭裁判所から少年法第一八条第二項により事件が送致されてくれば、附近の強制力を行使することができる教護院を管轄する都府県の知事又は国立武蔵野学院長に児童の教護を依頼しなければならないことになるから、事件を家庭裁判所に送致するにあたっては、あらかじめ、その承認をうること。

(5) 事件を家庭裁判所に送致する場合には、左に掲げる事項を記載した送致書によること。(少年審判規則第八条)。

なお、この送致書には、法第二七条の二の規定により送致するものであることを明記すること。

(イ) 少年及び保護者の氏名、年齢、性別、職業、居住地及び少年の本籍地ならびに少年が現に収容されている施設及びその所在地

(ロ) 強制的措置が必要とされる事由詳細

(ハ) その他参考となる事項

(6) 家庭裁判所の決定は、児童相談所が行った調査鑑別の結果を参考にして行われることと思われるから、児童相談所において、その児童について調査鑑別した書類(児童の履歴、性行、健康状態、その他児童の福祉増進に関し参考となる事項等を記入したもの)は前項第五号の「その他参考となる事項」の一部として、必ず家庭裁判所に送付すること。なお、その他に証拠物その他家庭裁判所の審判の参考となる資料があるときは、併せて送付すること。

(7) 都道府県知事又は児童相談所長が、児童福祉法第二七条の二の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合は、実情に応じて、その児童に関する送致書を送付するのみでもよく、或は児童の身柄を併せて送致しても差し支えないが、この点に関しては関係家庭裁判所と十分協議されたいこと。

児童の身柄を送致しない場合は、児童に対する家庭裁判所の審判が決定するまで、児童の逃走等がないようあらゆる努力と工夫をすること。但し、この場合はまだ家庭裁判所の決定がないのであるから、児童を監禁する等の強制的措置をとるようなことがあつてはならないこと。

- (8) 審判を行うため家庭裁判所から児童の呼出を求められたときには、現に児童を監督保護している者(それぞれ児童相談所の職員又は教護院の職員等をいう。)をして、児童を、審判期日に、指定の場所に同行してゆかせること。なお、審判は時として児童が現に監督保護されている場合に出張してなされることもあること。
- (9) 児童福祉法第二七条の二により家庭裁判所に送致された事件と決定は、家庭裁判所が独自の見解でなすのであるから、少年法第一八条第二項により都道府県知事又は児童相談所長に再び送致されてくるものもあり、少年法第二四条第一項第一号(地方少年保護委員会の保護観察)又は第三号(少年院送致)の保護処分に付せられるものもあること。
- (10) 少年法第一八条第二項により家庭裁判所から事件の送致を受けたときは、都道府県知事又は児童相談所長は左の措置をとること。
- (イ) 強制力を行使することができる教護院を管轄する都府県の場合  
児童福祉法第二七条第一項第三号の措置をとり(但し、児童が現に教護院に入所している場合は不要)教護院の長に家庭裁判所の決定書の写を送付し、教護院の長が家庭裁判所の決定の範囲を越えて、強制力を行使することがないよう厳重な指導と監督を行うこと。
- (ロ) 強制力を行使することができない教護院を管轄する都道府県の場合
- (A) 国立武蔵野学院以外の教護院に児童を入所させる場合、あらかじめ承認を受けた都道府県の知事に家庭裁判所の決定書の写及び児童の入所させる予定年月日を記入した書類を送付して、その児童の指導監督を依頼すると同時に、現に児童を監督保護する者(それぞれ児童相談所の職員又は教護院の職員等をいう。)をして、その児童を当該教護院に連れて行かずこと。なお、都道府県の知事又は児童相談所長はその児童につき、児童福祉法第二七条第一項第三号の措置をとり、入所後に要する費用を当該教護院を管轄する都道府県に送付すること。費用の額は当該教護院についてその都道府県の知事が定める額によること。
- (B) 国立武蔵野学院に児童を入所させる場合

国立武蔵野学院長に家庭裁判所の決定書の写及び児童を入所させる予定年月日を記入した書類を送付して児童の教護を依頼すると同時に、現に児童を監督保護するものをして、その児童を国立教護院に連れて行かずこと。なお、その児童につき、児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置をとらなければならないことはいうまでもないが、都道府県は入所後の費用を支払う必要はないこと。児童の教護については、もつぱら国立武蔵野学院長が責任を以つてこれにあたるものであること。

- (11) 裁判所の決定は、強制的措置がとられうる最高限度を示すものである場合が多いと思われるが、その場合は必ずその最高限度までその強制力を行使しなければならないというような性質のものでなく又場合によつては全然強制力を行使しなくても差し支えないのであるから、右の趣旨を十分徹底せしめ、児童に対してみだりに強制力を行使することのないよう指導すること。但し、家庭裁判所の決定が必ず履行しなければならない決定である場合は、必ず決定のとおり強制力を行使すること。
- (12) 家庭裁判所の決定に基き、強制力行使の一態様として、児童の行動の自由制限をする場合は、主として左の諸点に考慮を払つてこれを行うこと。
  - (イ) 行動の自由制限は、教護の目的を達する一手段として行われるのであるから、それが行動の自由制限のための行動の自由制限に終わらないよう十分注意をするとともに、行動の自由制限を行つている間は児童に対して、絶えず生活観察を行いその結果に基いて、それぞれ適切な措置をとり教護の目的が達成されるようつとめること。
  - (ロ) 行動の自由制限は、家庭裁判所の指示の範囲内で行うべきことはいうまでもないが、それはあくまで必要最少の期間及び程度に止めること。
  - (ハ) 行動の自由制限を行う場合には、精神医学者等専門家の意見を徴すること。
- (二) 児童は外部から隔離した静で明るい生活環境に安居せしむること。
- (ホ) 行動の自由制限は、児童の健康管理に十分な考慮を払いつつこれを行うこと。
- (13) 家庭裁判所の決定に基き、教護院に入所せしめた児童に対して、その措置の解除又は変更等を行うことは、あらかじめ家庭裁判所の承認を得る必要はなく、都道府県知事又は児童相談所長が適当と認

めるときは何時でも措置の解除又は変更をすることができるのであるが、(但し、家庭裁判所の決定が必ず履行しなければならない決定であるときは、その決定に従わなければならない。)右の措置は必ず(10)の(イ)の場合は教護院の長、(ロ)の(A)の場合は、児童を入院させている教護院を管轄する都道府県の知事、(2)の(B)の場合は、児童を入院させている教護院を管轄する都道府県の知事、(ロ)の(B)の場合は、国立武蔵野学院長の意見に基いてこれをなすこと。なお、右の措置をとつたときは決定をした家庭裁判所に爾後報告をすること。

- (14) 家庭裁判所の決定に基き(10)の(ロ)の(A)及び(B)により、児童を入所させた教護院は、児童に対して、強制的措置を必要とする期間及びそれに附随して行われる教護に必要な最少の期間だけ入所させることを原則とするものであるから、右の教護院を管轄する都道府県の知事又は国立武蔵野学院長から、児童に対して措置の解除又は変更をすることを求められたときは、児童の教護を依頼した都道府県の知事又は児童相談所長は責任をもつてその児童の保護にあたり、右の教護院に過大な負担をかけないように努めること。

#### (五) 一時保護と親権の行使

- (1) 家庭裁判所の決定によらなくても児童に対して、強制力を行使することができる場合は、児童福祉法第三三条の規定に基き一時保護と児童福祉法第四七条の規定に基き児童福祉施設の長が親権を行使する場合であるが、一時保護は終極的な保護ではなくて、終極的な保護の措置をとるまでのごく短期間のものであり、児童福祉施設の長が親権を行使する場合は親権の性格からいつて、それには自ら限界があるから、家庭裁判所の決定によらなくても児童に対して強制力を行使できるとされたものであること。

- (2) 一時保護の権限は、児童の保護のために必要なときは児童自身の意思を問うことなく強制力を以て、保護することができるものであること。

- (3) 児童福祉施設の長の行う親権の範囲に関して、疑問の生じたときには当省に照会されたいが、逃走しつつある児童を連れ戻すことは、右の親権の範囲として当然行いうるものであること。

なお、親権の範囲を超えて、たとえば児童を一室に監禁するようなことは前述の如く、家庭裁判所の決定によらなければ出来ないものであること。

### 第三 関係諸機関の緊密な連絡

少年の保護に関しては、児童福祉法と少年法が競合しているため、その円滑な実施のためには、家庭裁判所はもちろんのこと警察その他の関係諸機関と絶えず緊密な連絡をとり、よつて所期の目的を達成するよう努めること。

なお、本通知については、最高裁判所家庭局及び国家警察本部刑事部とも打合済であることを念のため申し添える。

児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）（抜粋）

第5章 一時保護

第1節 一時保護の目的と性格

5. 行動自由の制限

(1) 行動自由の制限

一時保護中は、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等について十分留意する。無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

(2) 制限の決定

行動自由の制限の決定は、判定会議等において慎重に検討した上で児童相談所長が行う。なお、このことについては必ず記録に留めておく。

(3) 制限の程度

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体自由を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

(4) その他

行動自由の制限については本指針に定めるほか、昭和25年7月31日児発第505号「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」及び昭和24年6月15日発児第72号「児童福祉法と少年法の関係について」による。

## 一時保護された子ども等の弁護士相談に関する処理要領

福岡市こども総合相談センター

平成29年8月31日制定

### (趣旨)

第1条 児童福祉法（第1条）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが等しく福祉を保障される権利を有する旨定めているところ、同条約（第12条）は、子どもの意見表明権を国が確保すべきことを明記し、その権利を確保するために子ども本人に直接又は代理人等を通じて聴取される機会を与えることを定めている。これを踏まえて、当センターが相談を受理し、又は一時保護している子ども（以下「一時保護された子ども等」という。）の中でも意見表明権を十分確保すべき要請が強いと思われる子どもにつき、その意見表明権を確保する一手段として弁護士相談を容易に受けられる仕組みを策定するものである。

### (対象等)

第2条 当センター児童福祉司（以下「CW」という。）は、次の場合において、一時保護された子ども等の意向に配慮した上で、第3条の定めにしたがって当該子どもが弁護士相談を受けられるよう手続きを採ることができる。ただし、次に掲げる場合でなくても、一時保護された子ども等が弁護士相談を受けることが特に必要であると認められる場合に同手続きを採ることを妨げない。

- (1) 当センターが一時保護している子どもにつき、触法調査（少年法第6条の2、同条の4、同条の5）として警察による事情聴取等が予定され、当該子どもの心身の状況等を考慮して弁護士による支援が必要であると認められる場合。
- (2) 当センターが一時保護している子ども（14歳以上）につき、犯罪捜査として捜査機関による事情聴取等が実施される場合。
- (3) 非行を主訴として警察が当該子どもにつき身柄を伴う通告をなし、当センターが一時保護した子どもにつき、その子どもの心身の状況等を考慮して弁護士による支援が必要であると認められる場合
- (4) 当センターにおいて相談を受理している概ね15歳以上（義務教育終了後）の子どもが親と対立し若しくは今後対立することが予想され又は自立のために親の協力が得られない等で弁護士による支援が必要であると認められる場合
- (5) 当センターが一時保護している概ね10歳以上の子どもにつき、父母間

の家事事件（親権変更，面会交流等）において意見を表明するために弁護士による支援が必要であると認められる場合

- (6) 当センターが一時保護している子どもにつき，虐待や犯罪による被害を受け又は受けた疑いがあるため弁護士による支援が必要であると認められる場合
- (7) 当センターが一時保護している子どもが弁護士相談を求めている場合。

2 前項(1)の場合において，当該子どもが警察から身柄を伴う通告によって一時保護されたときは，当該子どもの意向に配慮した上で第3条に定める手続きを採らなければならない。ただし，子ども又はその保護者が別途付添人弁護士を選任する等別途弁護士に相談している場合はこの限りでない。

3 CWは，第1条の趣旨に鑑み，第1項各号に定める場合において，一時保護された子ども等の必要に応じて弁護士相談を適時に受けられるよう努める。

(手続き等)

第3条 前条第1項の定めに従って子どもに弁護士相談を受けさせる場合，CWは次のとおり手続きを採ることとする。

- (1) CWは，別紙様式に記入し，又は別紙様式データを入力して，福岡県弁護士会子どもの権利委員会福祉小委員会委員長に対してファクシミリ又は電子メールによりこれを送信する。ただし，別紙様式には個人が特定されるような詳細な情報を記入又は入力しない。
  - (2) CWは，前号の委員長又は紹介を受けた弁護士からの電話等による問い合わせに応じて相談内容の詳細を説明する。
  - (3) CWは，第1号の委員長から紹介を受けた弁護士が当該子どもにつき相談を引き受けることを承諾したときは，子どもとの面接等今後の進め方について打ち合わせをする。この場合，まずは弁護士事務所において直接子どもと面接をすることが多いと考えられるが，当該子どもの心身の状況によれば当センターにおいて面接することが望ましいと考えるときは，別紙様式の「希望」欄にあらかじめ記入又は入力しておく。
- 2 当該子どもが特定の弁護士会又は弁護士に対して連絡することを望んだ場合はその意向を尊重し，前項の手続きを採ることを要しない。

附則

この処理要領は，平成29年9月1日から施行する。

平成28年4月4日制定の「一時保護中の子ども等の弁護士相談等」は廃止する。

## 増沢構成員提出資料

## 1. 一時保護の目的（p.6）

一時保護は、それまでの家庭環境等での生活に大きな支障が生じて、安全を目的に保護が行なわれ、今後の生活について、居所、養育者、養育のあり方等の生活の方針を定めていく、子どもにとっては、人生の大きな進路方針を定めていく重要な期間となります。子どもは逆境的環境から離れたことの安堵の一方で、寂しさ、無念さ、不安、孤独、これからの対する不安、恐怖で複雑な状態におかれます。こうした中で、これからの生活を決めていくことになります。支援者に複雑な気持ちを支えてもらいながら、話し合いを繰り返して、定めていかななくてはなりません。支援者がこれからの道筋を示しても、すぐに納得できるはずがありません。こうした決定はすぐにできるものではなく、一定の時間が必要です。子どもにとってこの期間は、重要な人生進路の決定を行なうための保留期間といった意味を持ちます。この間に、自分自身や家族のことを振り返り、この決定過程に、主体的に参画していきけるよう子どもを支える必要があります。このガイドに、こうした基本的な視点が欠けているように思います。一時保護が子どもにとっての人生進路の保留期間であり、方針設定に主体的に参画し、自己決定していけるよう支えるといった文脈を、一時保護の目的やあり方で示すべきだと思います。

まお、保護期間に通学等これまでの生活を継続できるよう配慮することの重要性が提示されています。そのことは非常に重要であると賛同します。しかし、この保留期間で、通常の子どもと違う立場に立たされた子どもにとって、通常の子どもの生活や時間の流れの中にいることが、余計につらく、焦りや不安を高めてしまう場合も少なくないと思います。そうした子どもも含めて、子どもの気持ちや願い、アセスメントに基づいて、生活の場を慎重に定めることも重要であるとの内容も加えてほしいと思います。さらに保留期間としてどのような環境が適切かについて、研究レベルで論議を深めていくべきだと思います。

## 2. 閉鎖的環境と開放的環境について

それぞれの定義について理解いたしました。その上での意見ですが、児童相談所の一時保護所は、閉鎖的環境と開放的環境の二重構造を原則とすると書き込めないでしょうか。閉鎖的環境が必要な場合としては、家族の側の要因と子ども自身の側の要因と2つあります。前者は保護者が子どもを連れ戻しにくる場合や加害親が接触を求めることで子どもに著しい恐怖や不安を与える場合などです。後者は、フラッシュバックや解離症状によって危険な状態で外に飛び出してしまう場合、自殺を図る危険がある場合、衝動コントロールが効かずに興奮状態で飛び出してしまう場合、加害親の精神的な呪縛があって保護者の下に帰ってしまうなどです。いずれにしても危険な状態に子どもをさらすことになるため、それを防ぎ、子どもの安全を保障するために閉鎖的環境が必要となります。こうした子どもを安全に保護する場が他にあればいいのですが、現状では児童相談所の一時保護所がその機能を担うべきだと思います。

緊急保護の必要性が低減、消失した場合は、速やかに開放的環境に移行すべきです。この開放的環境も、アセスメントや子どもの自己決定を支えるといった重要な機能を担うためには、職員体制等を踏まえてみても、現状では児童相談所に設定することが妥当だと思います。

また、前回の委員会で保護期間の定め必要性について意見がありましたが、これについては、子どもの状態によって、その期間がどの程度必要かが異なるように思います。ゆえに緊急保護の段階に

においても、子どもの安全保障の面からのアセスメントが必須となり、そのために子どもの状態像を丁寧に観察することが重要です。つまりアセスメントはこの段階からすでに始まっていることとなります。とはいえ、閉鎖環境への保護期間について、原則この期間を超えないといった規定を設定することは、無意味に保護が継続されることを防ぐためには重要とも思います。

しかし保護期間としてどの程度が妥当かについて、日本における知見はありません。一時保護所を利用する子どもの状態、危機的状況、それらへの対応の状況、危機的状況が低下する経過などを調査し、さらには開放的環境に移行した場合のリスク、及びリスクへの対応の手立てを十分に議論し、妥当な期間を見出す取り組みを研究レベルで始めるべきと思います。

### 3. 権利保障について(p.7)

子どもの意見表明についてですが、大人の都合に動かされ、主体性を阻害されることの多かった子ども達にとって、意見が言いにくいのは当然です。面接等で話を聴く機会を定期的に定め、会話を通じて、日々の状況、気持ち、意見等を聴いていくという対応を丁寧に進めることが重要となります。きちんと話を聴いて受け止められることが乏しかった子ども達にとって、こうした場面は戸惑うと思います。しかし、話を聴いてもらう体験を繰り返すことで、徐々に話せるようになり、受け止められている実感を得ていきます。このことは、関係性の構築、安心感の獲得、主体性の回復などにつながる重要な治療的意味を持つものとなります。一時保護の初期段階から意識して取り組むべき重要な支援内容と思います。このガイドでは、こうした子どもへの対応として意見箱の設置が例示されていますが、意見箱は確かに要ですが、その前にこの点をガイド書き込んでほしいと思いました。支援者はきちんと聴く姿勢を養い、聴く時間を設けることが重要であると、一時保護所で共有してほしいと思います。

### 4. 権利制限について (p.8)

子どもの安全や治療的支援において、行動制限が必要なときがあります。例えば、自傷を繰り返す子どもが所持しているカッターなどの刃物を預かるなどが該当します。この場合は、子どもの最善の利益を考慮した上での行動制限であり、権利制限とは異なるものと考えます。一方、建物の都合や他児への影響などから制限をせざるを得ない場合があります。外出が自由にできないなどです。この場合は、権利の制限に当たると思います。一方、子どもの精神的な状態などが理由で、外出を制限する場合もあると思います。本ガイド (p.8) では、これらが全て権利制限となっているように読み取れ、違和感を抱きます。権利制限とは別に、「子どもの最善の利益を考慮した行動制限」の節を設ける必要があると思います。

### 5. 被措置児童等虐待の防止について

子どもに対して、通告できる仕組みを説明することとしていますが、まずもつべきは「一時保護所は暴力を認めない。一時保護所は暴力を受けない場所である」と子どもに説明することだと思います。そして「もしそのようなことがあったら伝えてほしいし、それができなければ通告の仕組みもある」と順序だてて伝えるべきだと思います。通告の方法が先では、暴力が存在することを前提に話す事になり、不安につながると思います。保護されたこの環境では、暴力は認めない、受けてはならない環境だと、大人がしっかり伝えることは、子どもに安心と信頼をもたらす第1歩だと思います。一時保護された最初の段階で伝えるべき重要事項と思います。その点をガイドに明記してほしいと思いまし

た。このことは(2)子ども同士の暴力等の防止にも同様で、まず暴力やいじめ、性暴力を受けない、守られた環境であることを伝えることから始めるべきです。当然ですが、暴力やいじめなどから守られる環境でなければ、これを言えません。支援者側の誓いという意味でもあります。

#### 6. 一時保護時のケア・アセスメントの原則 (p.30)

下から5行目までの文章を以下のように修正していただければと思います。

「このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行うために、また今後の支援の方針を決めていくためには、自分自身や家族状況に対する子どもの認識や願いを聞き取り、それらを十分に考慮しながら、分離・喪失体験への反応の理解、トラウマ反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、さらにはレジリエンスやトランスの理解、それまで子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力がもとめられる。」

#### 7. 背景情報の収集の内容に関して

情報の把握は、「関わりながらの行動観察」による子どもの全体像の把握があり、そうした状態像に至った背景を理解するための情報として、家族の状況、子どもと家族の生育歴や生活歴、身体的成長の状況、医学的所見などの情報が必須となります。関わりながらの行動観察は、一時保護を担う支援者にとって、高めていくべき重要な専門性となります。行動観察の視点として、子どもの身体的発達、表情やしぐさなどの身体的特徴、認知言語発達等心的発達の状況、食事、睡眠、排泄等基本的生活の様子、支援者や子どもとの関係、精神症状や問題行動、恐怖や不安を喚起させる刺激や状況、暴力やいじめなど、人権侵害状況の把握など多岐にわたります。こうした「関わりながらの行動観察」については「背景情報の収集」とは別の独立した項目を設けて記述すべきと思います。

## 山田構成員提出資料

## 一時保護ガイドライン（案）に対する

### 山田のコメント（修正版）

1. 閉鎖的環境が「一定の建物において、外部との自由な出入りを制限する一時保護の環境」と定義されましたが、ここで言う「外部との自由な出入りを制限する」と「防犯上の施錠」との兼ね合いはハンドブック等で説明すれば足りるのでしょうか？ すなわち、「自由な出入り」について、もう少し詳しく説明しなくて大丈夫ですか？ それとも、この一時保護所の“常識的判断”に任せるのでしょうか？
2. 閉鎖的環境で保護する期間は、「子どもの権利保障の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限」のままとして、具体的な日数はあくまで記載しないということですね？
3. 歴史的な経緯があつて、急には変えられないということなのかもしれませんが、この際、「援助指針（援助方針）」という言葉の使い方を「支援方針」もしくは「援助方針」に統一してよいのではないですか？
4. P. 32 からの「4 特別な配慮が必要な子どものケア」において、網掛け太字のような修正を望みます。

#### （1）性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状やトラウマ反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにするべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、RIFCR™ プロトコルを用いるなどして、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

#### （2）刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの

感情を代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害児の場合、平成 27 年 10 月 28 日発出の通知に基づき、警察・検察と連携のうえ、児童相談所・警察・検察の代表者 1 名による協同面接を実施することが有益である。の事情聴取は女性の警察官に行ってもらふこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

### (3) 重大事件触法少年

触法少年に対して警察が事情聴取や現場検証等を行う場合、必ず、児童相談所常勤もしくは非常勤弁護士等子どもの弁護人(Solicitor)、もしくは、担当児童福祉司等子どもの擁護者(Children's Guardian)等、子どもの代弁者(Advocator)を同席させる。

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5. P. 33 からの「5 特別な状況へのケア」において、網掛け太字のような修正を望みます。

### (2) 性的問題への対応

ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離し、被害を受けた子どもから被害事実を聴き取るだけでなく、加害的行為を行った方の子どもにも、RIFCR™

プロトコルを用いて、過去に性虐待や性被害がなかったかどうかを聴き取る。その後、子どもたちにやってはいけないこと（プライベートパーツのルール違反）であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。被害があった可能性を聴き取る前に性教育を行うと、子どもはますます自分の被害を語れなくなることが多いので、注意を要する。

## 山本構成員提出資料

愛育研究所：山本恒雄です。会議に出席できないので、前回に引き続き文書にて意見を述べます。

## 1. ガイドラインの検討をWGで行うことについて

前回は述べたように、人材の専門性確保のための本WGが一時保護のガイドラインを検討するのにふさわしいメンバー構成だと私は考えておりません。このままこのWGでガイドライン案を発出するような決定がなされるような場合、私はそこに名を連ねること自体、留保させていただきたいと考えております。

ガイドラインの策定を行う検討の場には、少なくとも現時点で一時保護所の業務・運営にあたっているか、数年以内に一時保護所の業務に関わったことのある複数地域からの複数の現場職員と経験者の参加が必須であると考えます。

全国の一時保護所の現状、その多様性や個々の課題の限局性を考えれば、理念だけでガイドラインを書いても、それが適合するのはごく一部の一時保護所であり、全体では抽象的なシュミレーションをしているだけで、実務上の課題対応能力、説得力が充分でないことをWGとして理解していただきたいと考えます。

ちなみにこの間のガイドラインの文言を読んで私が感じたのは、これは「業務ガイドライン」とすべきではなく「理念指針：一時保護所における子どもの権利擁護、最善の利益の保障のための基本的な理念指針案」とでもすべき議論が、業務そのもののガイドラインであるかのような体裁で検討されているという印象です。

「一時保護所における子どもの権利保障：基本指針」としてでも整理し直されたいかがでしょうか。ただし、それでもこれが本WGの担当する仕事であると私は考えておりません。

## 2. 検討のための作業手順について

そもそも児童の養育環境の保障を理念的に重視し、一時保護所のあり方・業務の検討を行うなら、なぜ、施設としての一時保護所の最低基準を最初に問わないのか、理解に苦しみます。そこに在籍する子どもの各地の現状と実態、今後、想定される対象児童の動向とそれにかかわる職員配置を考え、一時保護を子どもの短期生活の場所の提供と考えるなら、第一に、生活の場、環境としての最低基準を、一時保護という場に特化した形で策定する必要があることは明らかです。

そのための実態とニーズ把握のための調査、各地の課題の分布等を明らかにし、個々のハード面、ソフト面の具体的課題、共通する基本課題等を明らかにして、初めて理念としての目標に沿った具体的な業務内容の整理ができると考えます。しかるに、そのための予算措置、人員・職種の配置等がどのような規模で必要となるか、その実現についてどのような作業工程が各地で構築できるかを検討することが先に必要だと考えます。

これらは当然のことながら、実態調査に基づく具体的なデータに基づいて、各地・各所の課題を整理し、その優先順位や具体的な作業工程を検討できる状況を用意・提供することが前提となります。

全国各地の一時保護所に、例えば、どんな年齢、性別、相談種別、支援過程、生活実態、援助課題、生活課題、発達状況にある子どもが、何人くらい、どれくらいの期間、在籍しているのか、そのバックデータ無しに先に日常業務体制やその具体的な運用を議論したり策定したりすることは明らかに作業手順が逆転していると言わざるを得ません。

ある日、これらの前提条件が実現したとして、ある抽象的な時点を基準点にして、そこから逆向きに業務を議論しているかの印象がありますが、まさにこの点からみると、本案は業務ガイドラインの体裁をとった理念上のシミュレーションモデルであり、基本指針的な理念モデルであって、具体的な業務を現場で組み立てるものとはかなり違ったものであると言わざるを得ません。

### 3. 実態把握の必要性

基本的な手順として実態の把握と分析なしに理念モデルを構築しようとしている作業手順自体が、ガイドラインの策定としておかしいと考えますが、これを「理念モデルとしての基本指針」とするならば、不要な部分が相当あります。

具体的な体制整備や業務マニュアルのように書かれている部分は、実態把握と環境整備、条件整備をハード、ソフト面において実現性・実効性のある作業工程化に落とし込む作業が進められた上で、それを前提に検討されるべき内容だと考えます。

そもそも保護の具体的な対応想定として、安全確保保護とアセスメント保護に分けた一時保護を検討するとされていますが、その二つに分ける根拠、バックデータが示されていません。単なる抽象的なシミュレーションに見えます。この設定において直ちにどのくらいの件数分布・業務分布がどの地域でどのように想定されるのか、どういう基準でそうした状況を見分けるのかが、具体的に示されておらず、これを読んだ地方自治体は途方に暮れるだけになると思われま

す。実態把握の必要性として本マニュアルに何が足りないか、一例を挙げるならば、既に平成 23、24 年の時点で、定員オーバーのため、保護が必要と判断された子どもの一時保護が行えなかった経験をしたことのある自治体が 40%を超えていたこと、入所中の子どもの問題行動や、一時保護しようとしている子どもの問題行動が、一時保護所の対応能力を超えてしまう危険性のために、必要と判断された子どもの一時保護が行えなかった経験をしている自治体も同じく 30%台であったことなど（全児相 子ども未来財団等の調査）、またそれらの状況が現在、どこで、どのような状況にあるのか、どこで、どのような課題に出会っているのか、このガイドラインからは全くそうした現状に対する具体的な情報把握、対策が浮かんでこず、単に「整備すること」と抽象的に指摘するだけに終わっていて、本気で各地の現状を変えよう、支えようとする説得力が感じられません。単にエリート・テクノクラートが上から目線で、実務的な対応策・実現性を問わずに理想論にもとづく一方的な命令を下している印象に陥りかねない危うさを感じます。

### 4. 具体性と抽象性の隙間

このガイドラインを「理念指針」と考えるとしても、現実の業務を想定すると、不足していると感じられる部分があります。例えば今回の児童福祉法第 33 条に追記された「又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」の保護を「調査保護」ととらえきれていない点などです。

強行性以下の記述を見ても、性的虐待の疑いや、原因不明の骨折・ケガ、頭部・顔面・腹部の殴打疑いなどの事案 に対する強行性を伴う（権限による親権の部分制限と子どもの行動自由制限を伴う）「調査保護」の権利関係や、次元設定、条件設定など、想定される作業状況が充分には扱われていません。おそらく、その具体的な作業を実務的に経験した現場の実態が検討段階で共有されていないからだと考

えます。

またケアについての記述においても一見、具体的に書かれているようで、実は抽象性が高く、例えばトラウマケアに関して、最近の知見に基づけば、生活管理から治療的ケアまでの対応(トラウマインフォームドケア～トラウマケア)が緻密なチームケアによって計画的に行われる必要があるとされていますが、それは具体的には示されておらず、また、実際にどのような徴候がその必要性を示すのかや、支援の適合性の評価はどのように行うか、期間設定やスケジュール管理をどう考えるか 本格的な施設ケアや在宅ケアにどうつなぐかなどが具体的に示されておらず、またそうした知見にもとづく整備課題があることも明記されていません。さらに各所でそうした課題を示す子どもがどのくらい発見されているのか。どのくらいの人数の子どもにそうしたケアが必要か、見込み数も示されていません。

#### 5. テクノクラートの熟慮施策立案の課題

以上述べてきたような動向は、民主主義におけるテクノクラートの熟慮施策立案における妥当性保障の課題、直接民主制によるエキスパートの社会実装上の課題として、政治学や政策学で随分議論されている課題に極めて近い課題です。本案の内容。経過は、それを単純に図式的に暗示している一例だと思われれます。施策立案・運用の責任機関である厚労省として、そうした課題意識を明確にもって作業のあり方を検討していただきたいと考えます。

#### 6. 作業工程の整理

どのようにみても、概ね以下の諸点の検討がまず必要であると考えます。

(それを本WGが担当すること自体が場違いでメンバーの設定がズレていると私は考えます)

1. 本案をどこで検討するのか
2. 本案を 理念指針 と位置付けるのか 業務ガイドライン とするのか
3. 現状についての実態調査をどのように設定するのか
4. バックデータなしに具体的な施策立案と運用を前提とするような作業モデルを呈示することの是非、社会的影響と妥当性の吟味
5. 現場の意見反映と作業の具体化をどこで、どの時点で組むのか
6. 本案の最終的な発出の位置づけ(単なる専門的助言?) 発出の責任(体制整備・予算措置等)をどう位置づけるのか
7. 本案の客観的な評価、妥当性の基準化はどのように担保するのか 一度発出された文言は社会的には国・地方自治体を縛るものとなり、その実施責任、実効性が社会的責任として問われることをどう考えるのか 専門家にもその責任の一端があることをどう扱うのか 一方的に国・厚労省、地方自治体の責任としてしまうのか

以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。